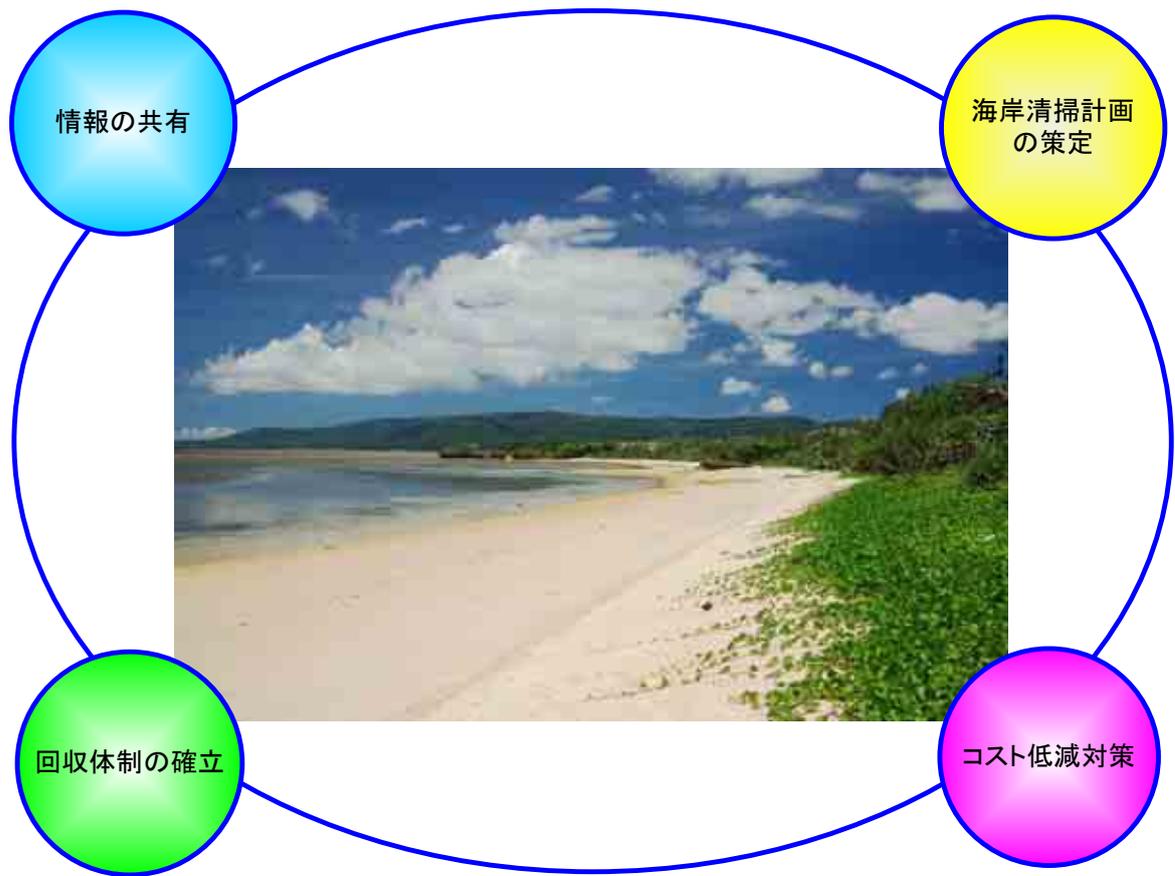


海岸漂着物対策に係る 関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り



平成 25 年 3 月
沖縄県

はじめに

平成 21 年 7 月に成立した海岸漂着物処理推進法(美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律・平成 21 年法律第 82 号)及び同法の規定に基づき平成 22 年 3 月に閣議決定された国の基本方針(海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針)では、海岸漂着物等の対策を進めるにあたり、国、地方公共団体、事業者、国民、民間等の多様な主体の適切な役割分担と相互協力が求められている。

また、沖縄県内では、様々な主体により海岸清掃活動が実施されているが、課題も数多く残されている。各地域での効果的な海岸漂着物対策のためには、地域関係者による地域の事情に見合った体制作りが重要である。

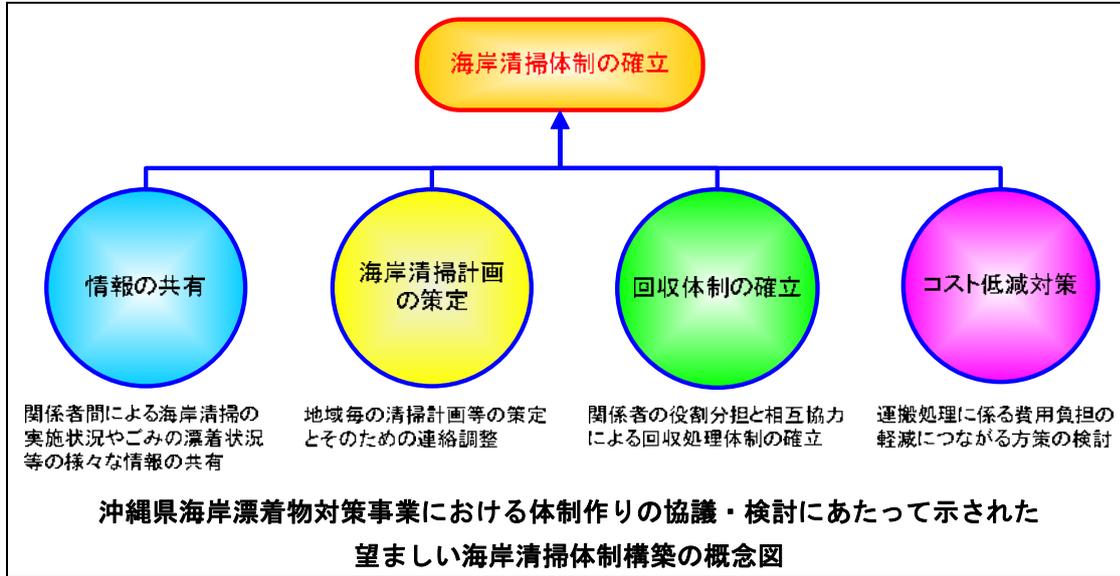
このため、沖縄県海岸漂着物対策事業において、海岸漂着物対策に係る関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り(以下「体制作り」という。)について実効性の高い方針等を取りまとめた。

なお、本資料の作成にあたっては、平成 23 年度に実施した沖縄県海岸漂着物対策推進協議会及び宮古諸島・八重山諸島における地域協議会やワーキンググループでの協議・検討結果をもとに、その後の取組状況や事業成果を整理した。

本資料は、体制作りの内容を取りまとめた「本編」と、体制作りを促進する上で必要となる情報等を紹介する「資料編」の 2 部構成としており、沖縄県海岸漂着物対策地域計画の資料として取扱うものである。

【本資料の構成と内容】

本資料は、沖縄県が平成 23 年度実施した沖縄県海岸漂着物対策推進協議会及び宮古諸島・八重山諸島における地域協議会やワーキンググループでの協議・検討結果をもとに、その後の取組状況や事業成果を加え、海岸漂着物対策に係る関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作りの方針等を整理したものである。



本資料の構成と記載内容

構成		記載事項
本編	1. 情報の共有	地域の情報ネットワーク活用による海岸漂着物対策に係る活動等の情報共有、行政による情報提供等
	2. 海岸清掃計画の策定方針	海岸漂着物等の状況に加え様々な主体による清掃計画や行政の予算措置等を踏まえた清掃計画の策定、関係者間の情報共有と清掃計画策定のため調整会議の場の確保等
	3. 回収体制の確立	関係者の役割分担や地域特性を踏まえた回収処理体制の基本方針、災害等緊急時等の連絡及び対応体制等
	4. コスト低減対策	行政が実施する補助金制度等の活用、企業や地域住民、民間団体等が取組む回収処理コスト低減につながる取組等
	5. 【参考】平成 23 年度に沖縄県が実施した体制作りの取組方法	平成 23 年度に沖縄県が実施した体制作りのための協議会とワーキンググループの構成と役割、体制作りの実施工程と議題等
資料編	1. 海岸清掃計画策定のための海岸漂着物等の情報と海岸区分（案）	海岸清掃計画策定のための海岸漂着物等の情報を整理した海岸区分図
	2. 災害等廃棄物処理事業費補助金の申請書類について	災害等廃棄物処理事業費補助金（環境省）の申請書類作成例及び書類作成にあたっての留意事項、課題点等

【参考】海岸漂着物処理推進法及び国の基本方針における関係者の役割分担及び相互協力に関する記載について

海岸漂着物処理推進法では、第7条で多様な主体の適切な役割分担と連携の確保について「海岸漂着物対策は、海岸漂着物等の適正な処理及び海岸漂着物等の発生の抑制（以下「海岸漂着物等の処理等」という。）について国民の積極的な取組が促進されるよう、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚を図りつつ、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の適切な役割分担及びこれらの多様な主体の相互の連携の下に、行われなければならない。」としている。加えて第9～11条では、国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの責務をあげており、また第12条では、海岸漂着物対策がこれらの者が連携を図りながら協力することにより着実に推進されるとし、そのための必要な施策を国に求めている。

また、国の基本方針では、「第1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向 2. 海岸漂着物対策の基本的方向性」において、海岸漂着物対策を推進するため枠組みとして3つの柱を軸として施策を展開していくことが必要であるとしており、そのうちの1つを「関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること」としている。

更に、国の基本方針に記載されている多くの事項において、国、地方公共団体、事業者、国民、民間の団体等の関係者の役割分担と相互協力の必要性が示されており、地域計画を作成するにあたっては、その旨記載を求めている。以下に国の基本方針における関係者の役割分担及び相互協力に関する主な記載を示す。

国の基本方針における関係者の役割分担及び相互協力に関する記載

国の基本方針の記載

第1 海岸漂着物対策の推進に関する基本的事項

2. 海岸漂着物対策の基本的方向性

今後、我が国における海岸漂着物対策を推進するための枠組みとして、

- 海岸漂着物等の円滑な処理とその発生抑制を施策の両輪として講ずること
 - 関係者の相互協力が可能な体制づくりや、民間団体等との連携、協力、支援を通じて、多様な主体の適切な役割分担と連携の確保を図ること
 - 周辺国との間で国際的な協力の推進を図ること
- を対策の3つの柱とし、これを軸として施策を展開していくことが必要である。

(1) 海岸漂着物等の円滑な処理

大量の海岸漂着物等が海岸に集積することによって現に海岸の清潔の保持に支障が生じている地域においては、まず、海岸漂着物等の処理を進めることによって海岸の清潔の保持を図ることが必要である。また、海岸漂着物等の処理に際しては、海岸の清潔の保持に加え、海岸漂着物等の海域への流出防止により海洋環境の保全にも資することにかんがみ、状況に応じて機動的にこれを行うよう努めることが重要である。

このような観点から海岸漂着物処理推進法において、海岸漂着物等の円滑な処理に関し、海岸管理者等の処理の責任と市町村の協力義務が規定されるとともに、地域外からの海岸漂着物への対応等について規定されたところであり、以下の基本的

事項に留意して、海岸漂着物等の円滑な処理が図られなければならない。

① 海岸管理者等の処理の責任等

ア 海岸管理者等の処理の責任

海岸管理者等は、管理する海岸の土地において、その清潔が保たれるよう、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講じなければならない。このため、海岸管理者等は、海岸の地形、景観、生態系等の自然的条件や海岸の利用の状況、経済活動等の社会的条件に応じて、海岸漂着物等の量及び質に即し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることが求められる。その際には、海岸漂着物対策の経緯や体制等、地域の実情を踏まえ、海岸漂着物等の回収や処分等に関して地域の関係者間で適切な役割分担に努めるものとする。

また、海岸管理者等ではない海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）は、その占有し、又は管理する海岸の土地の清潔が保たれるよう努めなければならない。

イ 市町村の協力義務

市町村は、海岸漂着物等の処理に関し、必要に応じ、海岸管理者等又は海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）に協力しなければならない。

このため、海岸漂着物等の円滑な処理に係る市町村の協力の在り方に関し、海岸漂着物対策の経緯や体制、海岸漂着物等の実態等、地域の実情を踏まえ、関係者間で合意形成に努める。市町村の協力としては、例えば、海岸管理者等と連携して市町村が海岸漂着物等の回収を行うこと、回収された海岸漂着物等を市町村の廃棄物処理施設に受け入れて処分すること等が挙げられる。

② 市町村の要請

市町村は、海岸管理者等が管理する海岸の土地に海岸漂着物等が存することに起因して地域住民の生活や漁業等の経済活動に支障が生じていると認めるときは、当該海岸管理者等に対し、海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずるよう要請することができる。

市町村から海岸管理者等に対して海岸漂着物等の処理に関し要請があった場合において、要請を受けた海岸管理者等は、当該要請の趣旨を踏まえてその内容を検討し、必要があると判断する場合には、海岸漂着物等の処理のため所要の措置を講ずるものとする。

④ その他海岸漂着物等の円滑な処理に関する事項

イ 大量の海岸漂着物等が存する地域における処理の推進等

国は、海岸漂着物等による被害が著しい地域において海岸管理者等が地域計画に基づき実施する海岸漂着物等の処理に対する支援を行う等、大量の海岸漂着物等が存する地域において地方公共団体が行う海岸漂着物等の処理の推進に努める。

また、国は、洪水や台風等の災害等によって流木やごみ等が大規模に漂着した際に、地方公共団体が緊急的に処理を行う災害関連制度の活用の推進に努める。

都道府県知事は、海岸漂着物が存することに起因して地域の環境の保全上著しい支障が生ずるおそれがあると認めるときは、特に必要があると認めるときは、環境大臣その他の関係行政機関の長に対し、当該海岸漂着物の処理に関する協力を求めることができる。都道府県知事から協力の求めがあった場合において、当該関係行政機関の長は、その趣旨を踏まえ、著しい支障を避けるため特に必要があると判断する場合には、海岸漂着物の処理を的確かつ安全に実施するために必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的助言その他の協力を行うものとする。

ウ 都道府県による援助

都道府県は、地域における広域かつ詳細な自然的社会的条件に係る情報を有する

ことから、海岸管理者等や海岸の土地の占有者（占有者がいない場合には管理者とする。）による海岸漂着物等の円滑な処理が推進されるよう、これらの者に対し、海岸漂着物等の処理に必要な資料及び情報の提供、意見の表明、技術的支援その他の援助をすることができる。

市町村が海岸漂着物等の処理に関して海岸管理者等に協力する場合には、都道府県は、海岸管理者等への援助の一環として、当該市町村に対してもこれを行うことができる。

エ 廃棄物処理施設の整備の推進

海岸漂着物等の円滑かつ適正な処分を確保するためには、国や地方公共団体は、特に離島地域を始めとして、海岸漂着物等を含む廃棄物を適正に収集、運搬及び処分するために必要な廃棄物処理施設の整備を推進することが必要である。

このため、国においては、離島地域を始めとして、市町村が海岸漂着物等を含む廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために必要な廃棄物処理施設の整備を推進するための支援に努める。

(2) 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

② 発生状況及び原因に関する実態把握

ウ 情報の共有

国や地方公共団体は、我が国における海岸漂着物等の発生状況や原因に関する調査の結果について、関係者間で情報を共有するよう努めるとともに、インターネット等を活用して積極的に国民に広報し、海岸漂着物の問題に関する普及啓発を図るよう努める。

また、海岸漂着物等の実態については、民間団体等や学識経験者によって自主的に各種の調査活動がなされているところであり、国や地方公共団体はこれらの調査活動の結果を収集、整理し、施策に活用するよう努める。

(3) 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

海岸漂着物対策がより大きな成果を得るためには、国や地方公共団体のほか、意欲ある国民や民間団体等の多様な主体が、適切な役割分担の下でそれぞれの立場から積極的に取組を進めるとともに、各主体が相互に情報を共有しつつ連携・協力することが必要である。

① 国民、民間団体等の積極的な参画の促進

海岸漂着物は山、川、海へとつながる水の流れを通じて発生するものであることから、海岸漂着物の問題は海岸を有する地域のみならず広範な国民による協力が不可欠であり、海岸漂着物等の処理等に対する国民の意識の高揚が図られ、国民や民間団体等による自主的かつ積極的な取組が促進されることが重要である。

このため、国は、海岸漂着物の問題に関する知識の普及を図るほか、ボランティアに関する情報の提供や積極的な取組事例の表彰等を通じて、国民や民間団体等の積極的な参画を促すよう努める。また、地方公共団体においても、地域の関係者の連携・協力が進められるよう、海岸漂着物の問題に関する知識の普及、ボランティアに関する情報の提供、表彰等の施策を講ずることが望まれる。

② 自発的な意思の尊重と公正性・透明性の確保

国民や民間団体等は、それぞれの問題意識や関心等に応じて自発的な意思のもとで海岸漂着物への取組に参加するものである。このような自発的な意思は活動を始めるきっかけや活動を継続していく動機となるものであり、国や地方公共団体は、国民や民間団体等との連携に際し、その自発性や主体性を尊重するよう留意する必要がある。

また、様々な主体が相互理解や信頼関係の下に自発的な意欲をもって活動に参画

し相互に連携していくためには、当事者間において公正性や透明性の確保が図られることが必要である。多様な主体が自発性や主体性をもって継続的に活動に参画していくためにも、国や地方公共団体は、連携する各主体間における公正性や透明性の確保に配慮しつつ施策を進めることが重要である。

③ 民間団体等との緊密な連携と活動の支援

ア 民間団体等との緊密な連携

海岸漂着物の問題に関しては、民間団体等によってその解決に向けた様々な活動が行われており、重要な役割を果たしている。民間団体等は地域に根付いて海岸の清掃活動等を展開し、各地の海岸における海岸漂着物等の実態や回収手法等に関して豊富な知見を有しているほか、民間団体等の中には、各地に幅広いネットワークを構築して有機的に連携を図りながら組織的な活動を行っている全国的組織もあり、海岸漂着物対策の推進を図る上で重要な役割を果たしている。

このように、民間団体等は、海岸漂着物等の処理やその発生抑制において自ら主体となって活動を行うことに加え、国民による活動の促進のための環境教育や普及啓発等への参画を通じ、地域の各主体の連携、協働のつなぎ手として重要な役割を担うことが期待される。

このため、国や地方公共団体は、民間団体等との緊密な連携の確保に努めることが必要であり、地域に貢献している民間団体等による活動の充実に向けて、広報活動、調査研究等の結果の提供及び技術的助言による情報面での支援のほか、表彰制度を活用した望ましい活動の推奨等を行うよう努めるとともに、その活動の促進を図るための財政上の配慮や各種の助成制度等に関する情報の提供を通じ、民間団体等の活動の支援に努める。

イ 民間団体等の知見等の活用

民間団体等との連携に際しては、行政から民間団体等への支援という方向だけではなく、民間団体等の協力を得て、その有する豊富な知見や幅広いネットワークを行政の施策に活用することによって、行政と民間団体等が相互に連携を図るという視点に立つことも重要である。このため、国や地方公共団体は、海岸漂着物対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）や海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）の機会を活用する等により、民間団体等との連携を図り、これらが有する知見やネットワークを施策に活用するよう努める。

第2 地域計画の作成に関する基本的事項

2. 作成に当たって留意すべき基本的事項

(2) 関係者の役割分担と相互協力に関する事項

ア 海岸漂着物対策に取り組む主体がそれぞれの特性や立場を理解した上で、適切な役割分担の下、連携・協力できるよう関係者の役割分担と相互協力の在り方について具体的に記載することが望まれる。

イ 相互協力に関して、海岸漂着物の問題では民間団体等が重要な役割を果たしていることにかんがみ、民間団体等との連携について特に十分な検討がなされることが望まれる。

また、都道府県は、地域で活動を行っている民間団体等に関する情報を収集、整理し、地域計画の作成に際して参考にするとともに、インターネット等を活用した情報提供等を通じて地域におけるネットワークづくりに資することが望まれる。

(3) 海岸漂着物対策の実施に当たって配慮すべき事項その他海岸漂着物対策の推進に関し必要な事項関係者の役割分担と相互協力に関する事項

② 災害等の緊急時における対応

都道府県は、地域計画の作成に際し、必要に応じて、災害により大量の海岸漂着物等が発生した場合や危険物の漂着がみられる場合の緊急時における連絡体制等の検討を行い、地域計画に記載することが望まれる。

③ 他の計画等との整合等

地域計画の作成に際し、都道府県は、関係法令に基づく各種の計画等と調整し、調和を保つことが必要である。特に、国土の利用・開発・保全に関する計画や環境保全に関する計画等との整合性を十分に確保することが重要である。その際、協議会等を活用し、関係機関と十分な連絡調整を図ることが必要である。

④ 地域住民、民間団体等の参画と情報提供

地域計画の円滑かつ効果的な実施を通じて地域の特性に柔軟に対応できるよう、地域計画の作成に当たっては地域住民や民間団体等の参画を得ることが重要である。

このため、都道府県は、地域計画の作成に際して、地域住民や民間団体等の自発的参画を促す上で必要な情報提供を行い、透明性の確保に努める。

本資料で使用する略称について	
略称	正式名称、解説等
体制作り	沖縄県における海岸漂着物等の対策に係る関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り（本資料の主題）
海岸漂着物処理推進法	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成 21 年法律第 82 号）
国の基本方針	海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（海岸漂着物処理推進法に基づき平成 22 年 3 月に閣議決定）
廃掃法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
沖縄県地域計画	<p>沖縄県における海岸漂着物対策を推進するための計画である「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」</p> <p>※「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」は、「海岸漂着物処理推進法」の規定及び同法に基づき閣議決定された「海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針」を踏まえて沖縄県が策定したものである。</p>
県協議会	<p>平成 21～23 年度沖縄県海岸漂着物対策事業において実施した「沖縄県海岸漂着物対策推進協議会」</p> <p>※県協議会は、「海岸漂着物処理推進法」の規定に基づき県レベルでの対策協議を行うために組織された。</p>
地域協議会	<p>平成 21～23 年度沖縄県海岸漂着物対策事業において実施した「沖縄県海岸漂着物対策推進地域協議会」</p> <p>※地域レベルでの対策協議のための協議会であり、本島及び周辺離島、宮古諸島、八重山諸島の 3 地域で開催。</p>
重点対策区域	沖縄県地域計画により指定された海岸漂着物対策を重点的に推進する区域
概況調査	<p>平成 21 年度沖縄県海岸漂着物対策事業において沖縄県が実施した「海岸漂着物の概況調査」及び平成 22～23 年度沖縄県海岸漂着物対策事業において沖縄県が実施した「概況調査の追加調査」</p> <p>※本調査は、沖縄県内の踏査可能な海岸において、海岸漂着物の現存量等を測定・把握するために実施されたものである。</p>
モニタリング調査	<p>平成 22～24 年度沖縄県海岸漂着物対策事業において、沖縄県が実施した「重点対策区域の中の代表的な海岸における漂着状況の詳細調査」</p> <p>※本調査は、平成 22～23 年度では沖縄本島・座間味島・阿嘉島・宮古島・西表島・与那国島の計 23 海岸、平成 24 年度では更に伊平屋島・伊是名島・多良間島・石垣島を加え計 32 海岸を対象として、海岸漂着物の年間漂着量等を把握するために実施されたものである。</p>
震災漂流物	東日本大震災による津波で流出した漂流・漂着物
第 1 期モデル調査	平成 19・20 年度 漂流・漂着ゴミに係る国内削減方策モデル調査〔環境省〕

海岸漂着物対策に係る
関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り

【本編】

海岸漂着物対策に係る関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作り

【本編】 目次

1.	情報の共有	1
1.1	現状と課題	1
1.1.1	情報共有の取組状況	1
1.1.2	現状と課題点の整理	3
1.2	対策の基本方針	6
1.3	情報の共有に係る役割分担のあり方	6
1.4	地域の情報ネットワークの活用による情報共有	7
1.4.1	地域の情報ネットワークにより共有する情報について	7
1.4.2	海岸清掃活動に係る情報共有	10
1.4.3	海岸清掃及び海岸漂着物対策に係る情報共有	20
1.4.4	普及啓発・環境教育に係る情報共有	26
2.	清掃計画の策定	28
2.1	現状と課題	28
2.2	対策の基本方針	28
2.3	清掃計画策定のために参考となる情報	29
2.4	清掃計画策定方法	30
2.5	地域関係者・関係機関による情報共有と活動計画のための調整会議の場の確保	34
2.5.1	調整会議開催の目的	34
3.	回収体制の確立	37
3.1	現状と課題	37
3.2	対策の基本方針	37
3.3	回収体制の基本方針	39
3.3.1	回収体制の基本方針の確立に係る調整事項等	40
3.3.2	「通常時の海岸清掃の取組」の基本方針	41
3.4	災害等緊急時の回収体制	43
3.4.1	災害等緊急時の連絡体制	44
3.4.2	地域レベルで対応する場合の災害等緊急時の回収体制	45
3.4.3	災害等緊急時の地域の情報収集と伝達体制	47
3.5	著しい環境影響及び人的被害の恐れのある海岸漂着物の日常的な回収体制	48
3.5.1	竹富町の取組	48
3.5.2	竹富町の取組の運用方法について	49
3.6	地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や、災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の連絡体制	50
4.	コスト低減対策	56
4.1	現状と課題	56
4.2	対策の基本方針	56
4.3	行政が実施する対策	58
4.3.1	国や県の補助金等の活用（短期的な対策）	58
4.3.2	離島地域における処理施設の導入（長期的な対策）	65
4.4	企業等が実施する対策	65
4.5	地域住民・ボランティア団体・NPO等が実施する対策	65
5.	【参考】平成23年度に沖縄県が実施した体制作りの取組方法	66
5.1	宮古諸島、八重山諸島地域における体制作りのための協議会及びワーキンググループ（WG）の設置	66
5.2	実施工程と主な検討内容	68

1. 情報の共有

沖縄県地域計画では、海岸漂着物に関する情報共有の方針として、「関係者全体の協力の基で情報を効率的かつ適切に集約・整理し、更には延滞なくその情報を公表できる体制の構築を目指すものとする。」としている。

本項では、現在の県内における情報共有の取組み状況と課題点を整理した上で、地域毎の情報の集約と共有の方針を示す。

1.1 現状と課題

1.1.1 情報共有の取組状況

現在の沖縄県内における海岸漂着物対策に係る情報共有の取組事例として、情報ネットワークの例を表 1-1 に、民間団体、NPO 等による例を表 1-2 に示す。

表 1-1 県内の主な海岸漂着物対策に係る情報ネットワーク構築の取組事例

実施主体	対象地域	情報の主な内容
沖縄県 環境生活部 環境整備課 HP (1)	県内全域	1. 沖縄県海岸漂着物対策地域計画 2. 沖縄県海岸漂着物対策地域計画に基づく取り組み 2-1 県内の海岸漂着物の現況 2-2 普及啓発教材・マニュアル類 2-3 関係者の役割分担と相互協力 3. 補助金関係 4. 法令・基本方針・通知
沖縄クリーンコース トネットワーク (OCCN) HP (2)	県内全域	1. まるごと沖縄クリーンビーチキャンペーンの活動内容 2. 主なボランティア（団体・個人）の清掃活動紹介 3. 参加会員のリスト・連絡先 4. 県内の海岸清掃活動報告
NPO 法人 宮古島 海の環境 ネットワーク HP (3)	宮古諸島	1. 多良間村を含む宮古諸島の海岸清掃情報ネットワークの普及活動 2. 海岸清掃事業の主催に関する情報 3. 環境教育に関する情報 4. 海岸清掃活動等の情報 ※体制作りの取組により H23 年度より実施
八重山環境ネット ワーク HP (4)	八重山 諸島	1. 活動計画と活動報告 2. 海浜清掃の処理までの工程の情報 3. 参加会員のリスト・連絡先
海 LOVE ネットワーク 事務局 HP (5)	八重山 諸島	1. 海岸清掃情報ネットワークの普及活動 2. 環境教育・普及啓発に関する情報 3. 海岸清掃活動等の情報 ※体制作りの取組により H23 年度より実施

閲覧先 (1) http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/ippan/marine_litter/index.html

(2) <http://blog.canpan.info/occn>

(3) <http://econet.jpn.org/index.html>

(4) <http://www.churaumi.net/index.html>

(5) <http://www4.ocn.ne.jp/~umilove/index.htm>

表 1-2 県内の主な民間団体、NPO 等による海岸漂着物対策に係る情報共有の取組事例（団体）

実施主体	活動地域	閲覧先と情報の主な内容
那覇クリーンビーチ クラブ	沖縄本島 (瀬長島)	http://ncb.ti-da.net/c6901.html 海岸清掃活動計画と報告
NPO 法人 地球友の会 沖縄協会	県内全域 (主に沖縄 本島)	http://www.aoe-okinawa.org/index.htm 1. 海岸清掃活動計画と報告 2. UNEP に係る環境活動情報
NPO 法人 沖縄 O. C. E. A. N (沖縄海洋文化と自 然環境アクション ネットワーク)	県内全域 (主に沖縄 本島)	http://www.okinawaocean.org/ 1. 海岸清掃活動計画と報告 2. 琉球 ICC に係る活動情報 3. 環境教育に係る情報
NPO 法人 美ら海振興 会	県内全域	http://www.churaumishinkokai.com/index.php 海岸清掃活動計画と報告
恩納村「海をきれい に！」実行委員会	沖縄本島 (恩納村)	http://www.umikire.jp/top.html 1. 海岸清掃活動計画と報告 2. 普及啓発活動情報
久米島ホテルの会	久米島	http://www.kumehotarunokai.com/ 1. 海岸清掃活動計画と報告 2. 環境教育に係る情報
宮古島美ら海連絡協 議会	宮古諸島	http://econet.jpn.org/index.html 海岸清掃事業報告
NPO 法人 宮古島 海 の環境ネットワーク (前出表 1-1)	宮古島	http://www4.ocn.ne.jp/~umilove/ 1. 海岸清掃活動計画と報告 2. 普及啓発に係る情報
海 LOVE ネットワーク 事務局 (前出表 1-1)	石垣島	http://www4.ocn.ne.jp/~umilove/ 1. 海岸清掃活動計画と報告 2. 普及啓発に係る情報
NPO 法人 コーラル沖 縄八重山支部	石垣島	http://www.coralokinawa-y.com/ 海岸清掃活動計画と報告
NPO 法人 西表島エコ ツーリズム協会	西表島	http://iriomote-ea.com/ 1. 海岸清掃及び調査活動計画と報告 2. 西表島における海岸漂着物問題と対策に係る情報
西表エコプロジェク ト	西表島	http://cleanup.ti-da.net/ 1. 海岸清掃活動及び環境養育活動報告 2. 海岸漂着物対策に係る取組みの情報

1.1.2 現状と課題点の整理

前項 1.1 で整理した情報共有の取組事例を踏まえ、沖縄県内における海岸漂着物対策に係る情報の共有について総括すると、多様な主体による海岸清掃活動や海岸漂着物の対策事業等の実施状況（時期・規模・対象海岸等）に係る情報の集約と整理が十分でない点があげられ、このことは、例えば地域単位における効率の良い海岸清掃を実施する上で必要な情報を得ることが難しいこと、また、情報を共有する体制そのものが十分でない等の課題となっている。

なお、これら情報の共有に係る課題点については、海岸清掃活動等の情報に限らず、海岸漂着物がひき起こす問題点や、対策のための環境教育・普及啓発活動等の情報についても当てはまる。

次に、地域毎の情報共有に係る現状と課題を表 1-3～表 1-4 に整理した。

表 1-3 県内の海岸漂着物対策に係る情報共有の現状と課題(1)
[沖縄県・沖縄本島及び周辺離島]

対象地域	現状	課題
沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画により、沖縄県の海岸漂着物対策に係る方針が示されている。 ・県内の広域的な海岸漂着物の漂着状況、海岸清掃方法、モニタリング方法、環境教育と普及啓発に活用できる情報等が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県 GND 基金事業が終了する平成 24 年度以降の対策方針が明確になっていない。特に以下の 3 点は検討を要する。 ①地域計画（別紙・資料含む）の更新と、これに伴う海岸漂着物対策推進協議会の運営方針が決まっていない。 ②重点対策区域の選定結果を踏まえた対策の長期的方針を検討する必要がある。 ③県内で海岸漂着物のモニタリングが継続された場合、その情報を整理公開し対策につなげるための仕組み作りが必要。
沖縄本島及び周辺離島	<ul style="list-style-type: none"> ・主なボランティア（団体・個人）の清掃活動状況が示されている。 ・環境教育や普及啓発活動状況が示されている。 ・周辺離島では、久米島のボランティア清掃及び環境教育活動状況が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア清掃の活動状況に関する情報は、一部に限られている。 ・地区公民館、学校、地元企業による海岸清掃活動情報が十分に示されていない。 ・国や県の回収事業、回収調査の情報が十分に示されていない。 ・本島周辺離島では、久米島以外の情報が殆ど示されていない。 ・本島周辺離島では、海岸清掃活動や環境教育、普及啓発活動を始めるための情報が十分に示されていない。 ・普及啓発のため、西表島のように各地区あるいは市町村毎の海岸漂着物問題と対策に係る情報が示されることも必要。 ・当該地域において、清掃活動が必要な状態となっている海岸の情報が示されていない。 ・緊急災害的な漂着被害発生時の状況の周知とその対応に関する情報が十分に示されていない。

表 1-4 県内の海岸漂着物対策に係る情報共有の現状と課題(2)
[宮古諸島及び八重山諸島]

対象地域	現状	課題
宮古諸島	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア清掃活動状況が示される予定である。 ・ 環境教育や普及啓発活動状況が示される予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮古諸島の情報ネットワークとして、「宮古島 海の環境ネットワーク」が平成 23 年 7 月に設立され、平成 24 年 2 月に NPO 法人化された。今後は、民間、行政を問わず多くの地域関係者がネットワークに参画することが必要である。 ・ 海岸清掃活動情報以外に、宮古諸島地域が求めている海岸漂着物対策に係る情報を取扱うための検討が必要である。
八重山諸島	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主なボランティア（団体・個人）の清掃活動状況が公開されている。 ・ 環境教育や普及啓発活動状況が示されている。 ・ 西表島における海岸漂着物問題と対策に係る情報が示されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア清掃の活動状況に関する情報は、一部に限られている。 ・ 地区公民館、学校、地元企業による海岸清掃活動情報が十分に示されていない。 ・ 国や県の回収事業、回収調査の情報が十分に示されていない。 ・ 与那国島の情報が殆ど示されていない。 ・ 与那国島では、海岸清掃活動や環境教育、普及啓発活動を始めるための情報が十分に示されていない。 ・ 普及啓発のため、西表島のように各地区あるいは市町村毎の海岸漂着物問題と対策に係る情報が示されることも必要。 ・ 当該地域において、清掃活動が必要な状態となっている海岸の情報が示されていない。 ・ 緊急災害的な漂着被害発生時の状況の周知とその対応に関する情報が十分に示されていない（石垣島を除く）。

1.2 対策の基本方針

前項「1.1 現状と課題」の整理結果から、情報の共有に必要な取組として、地域関係者・関係機関による役割分担、地域の情報ネットワークを活用した情報の一元化と共有体制の確立が必要であり、これらについて具体的な取組内容を検討する。

1.3 情報の共有に係る役割分担のあり方

海岸漂着物の対策にあたっては、様々な地域関係者が色々な役割を担っている。情報の共有は、様々な地域関係者による役割分担を踏まえた上で実施されるべきものである。

情報の共有に係る役割分担のあり方として、図 1-1 に示した様々な地域関係者と役割分担から成るネットワークが考えられる。ここで、情報共有の中心として地域の情報ネットワーク HP 等を活用することにより、地域関係者が海岸漂着物に係る情報を得やすい体制となると考えられる。

地域の情報ネットワークとして、宮古諸島ではNPO 法人宮古島海の環境ネットワーク（以下、「宮古環境ネットワーク」とする）HP、八重山諸島では八重山環境ネットワーク HP 及び海 LOVE ネットワーク事務局 HP の活用が検討された。

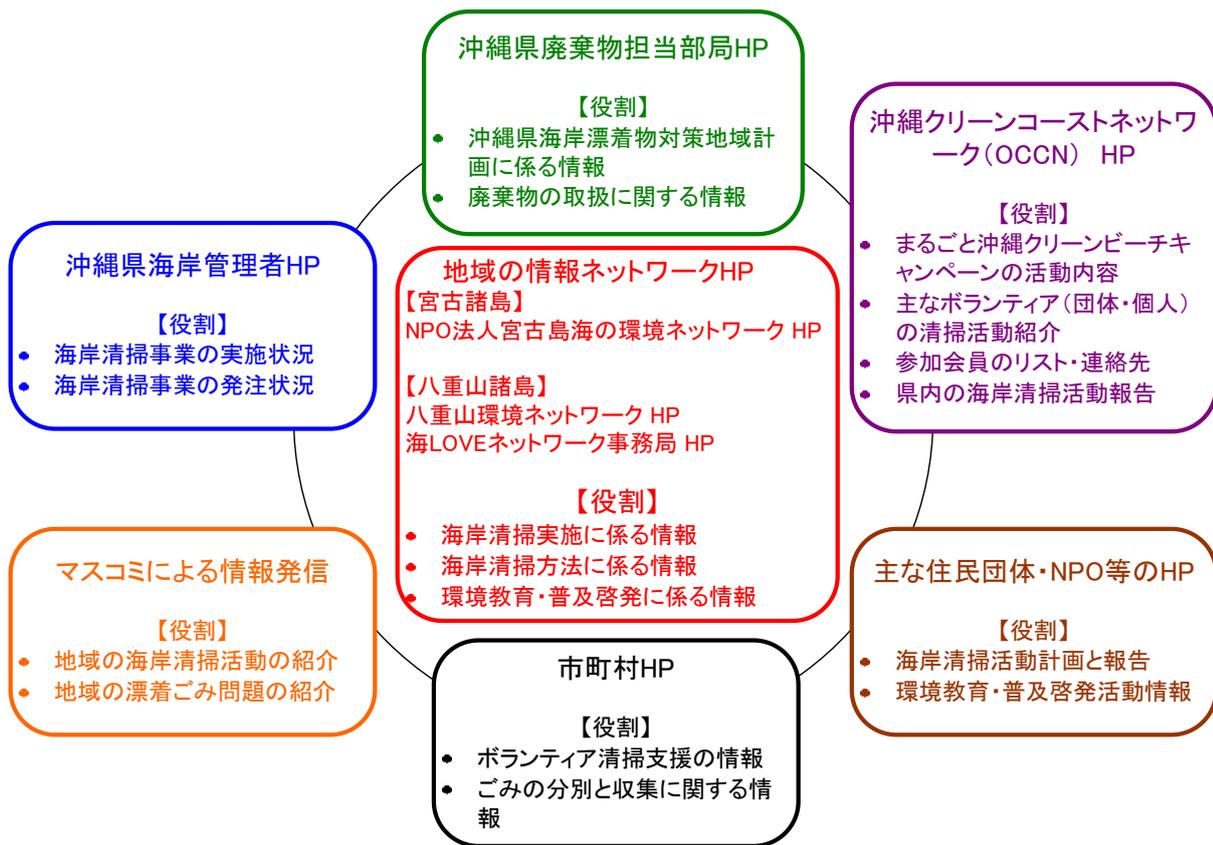


図 1-1 情報の共有に係る役割分担のあり方の想定

1.4 地域の情報ネットワークの活用による情報共有

1.4.1 地域の情報ネットワークにより共有する情報について

既存の地域の情報ネットワークを活用して実施できる情報共有の概念図を図 1-2 に示す。地域の海岸漂着物に係る様々な情報を地域の情報ネットワーク HP 等に集約し、項目別に整理しつつ情報を公開する図 1-2 の体制により、海岸清掃に係る広範な情報の集約と提供・共有の実現が期待できる。宮古諸島・八重山諸島で検討された情報ネットワーク HP による情報共有の体制を図 1-3 に、その活用する HP を図 1-4～図 1-6 に示す。

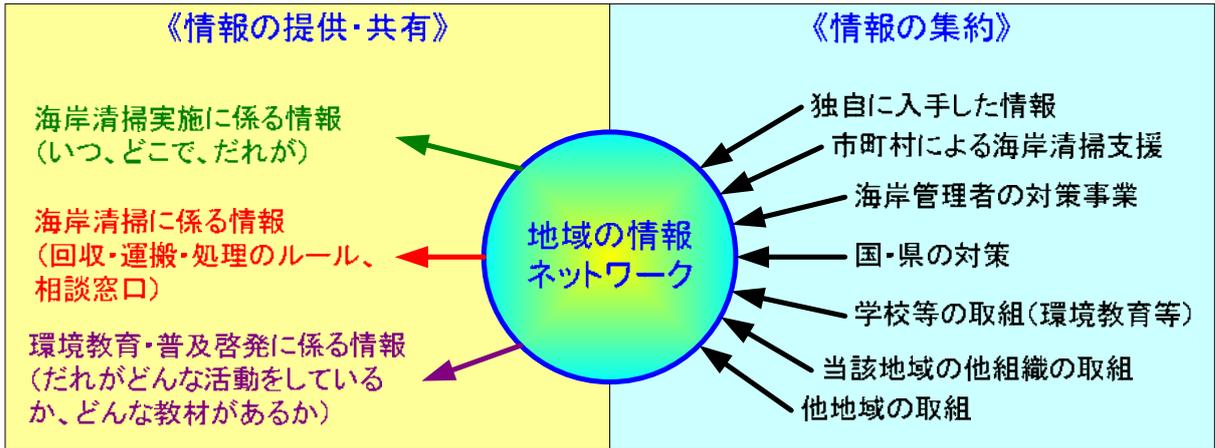


図 1-2 既存の地域情報ネットワークによる情報共有の概念図

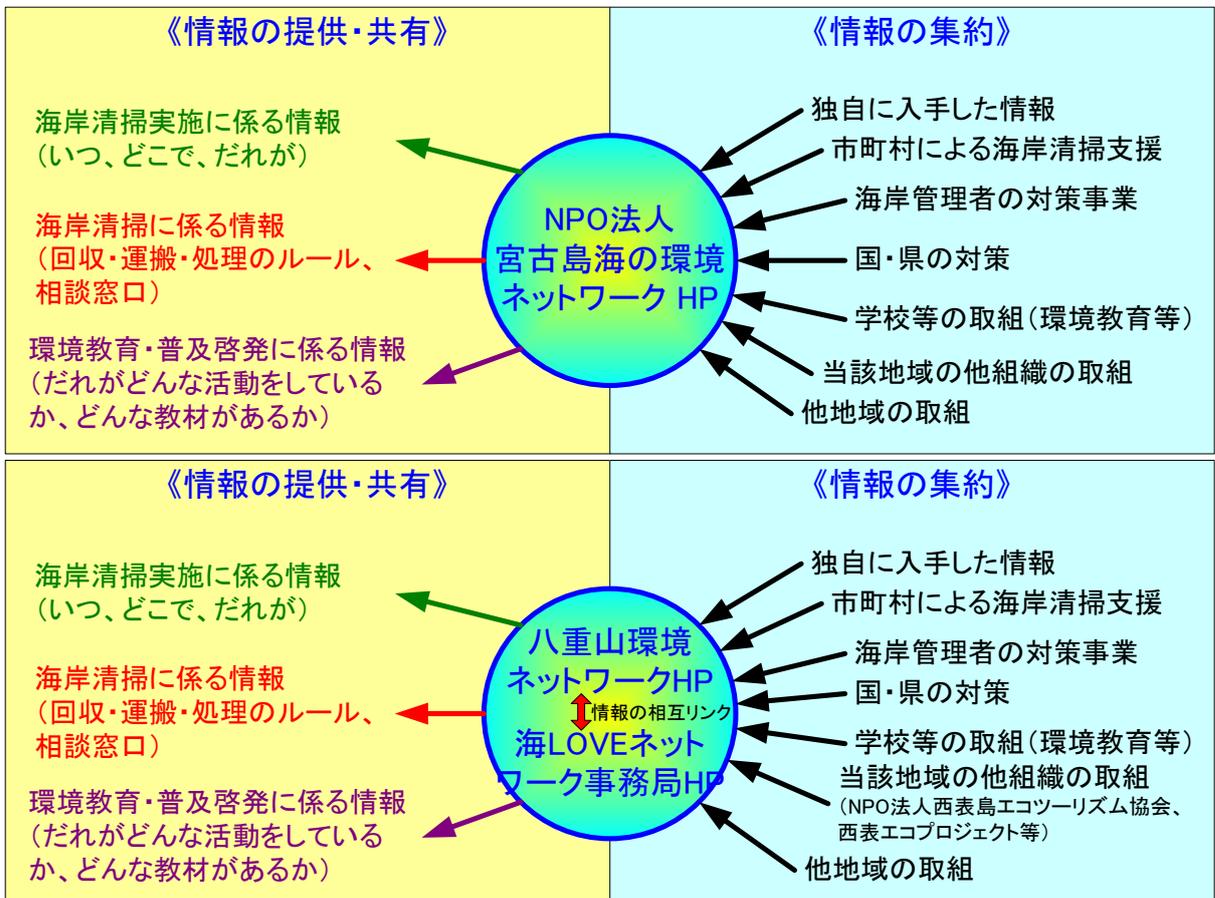


図 1-3 宮古諸島・八重山諸島で検討された情報ネットワークによる情報共有の体制

海LOVEネットワーク in 石垣島



ゴミは捨てるものではなく、捨てるもの

海が美しく自然豊かな石垣島……

すっかりの美しい島が燃焼ゴミや不法投棄ゴミでいっぱいになっています。

島を綺麗にして、本来の姿に戻したい！！

島を想う人々が少しずつ立ちあがり始め、いろいろな活動が始まっています。そんな中、勝手に活動してまだ団体や個人をつなげ、連携を死守し、ちとちとちとたくさんの人とつながって行きたいという思いが強くなり「海LOVEネットワーク」が誕生しました。

今、自分に出来ること……少しずつでもいいから始めよう！
海LOVEネットワークはそんなあなたをサポートします♪

第4回海・LoveLoveフェスタin石垣島開催！



2012年石垣島
ビーチクリーン予定表



海LOVE日記



自分でやってみる
ビーチクリーン活動



ビーチクリーン
フォト集



過去のビーチクリーン
実行記録



ビーチクリーン
仲間
リンク集



海LOVEネットワーク事務局



海LOVEネットワーク事務局

ビーチクリーンに関するお問い合わせ、
海岸清掃の写真の投稿、ご意見などお待ちしておりますー
随時、ボランティア募集中！
ご連絡お待ちしております！



第二回
海LoveLoveフェスタ
in 石垣島 明石

第3回 海LoveLoveフェスタin石垣島は、11月18日（日）晴海海岸で行われました。

732名の参加があり、トラック10台分以上のゴミが回収されました。まごころあふれる、みなさまに深く感謝しています。

ありがとうございます！

[詳しくは写真で……](#)

図 1-6 海 LOVE ネットワーク事務局の HP (<http://www4.ocn.ne.jp/~umi/love/>より転写)

1.4.2 海岸清掃活動に係る情報共有

地域の情報ネットワークによる海岸清掃活動に係る情報共有について、平成23年度に実施してきた検討・調整結果を整理する。現時点で想定される海岸清掃活動に係る情報等を以下に列記する。また、図1-7に海岸清掃活動に係る情報共有の概念図を示す。

- ・市町村が窓口となっている海岸清掃活動の情報共有（日時・場所・募集の有無等）
- ・海岸管理者が実施する対策（海浜地域浄化対策費や海岸保全管理費による事業等）の情報共有
- ・県や国が実施する対策（基金による回収事業等）の情報共有
- ・地域の情報ネットワーク自らが収集した情報共有（民間団体、NPO等の取組）

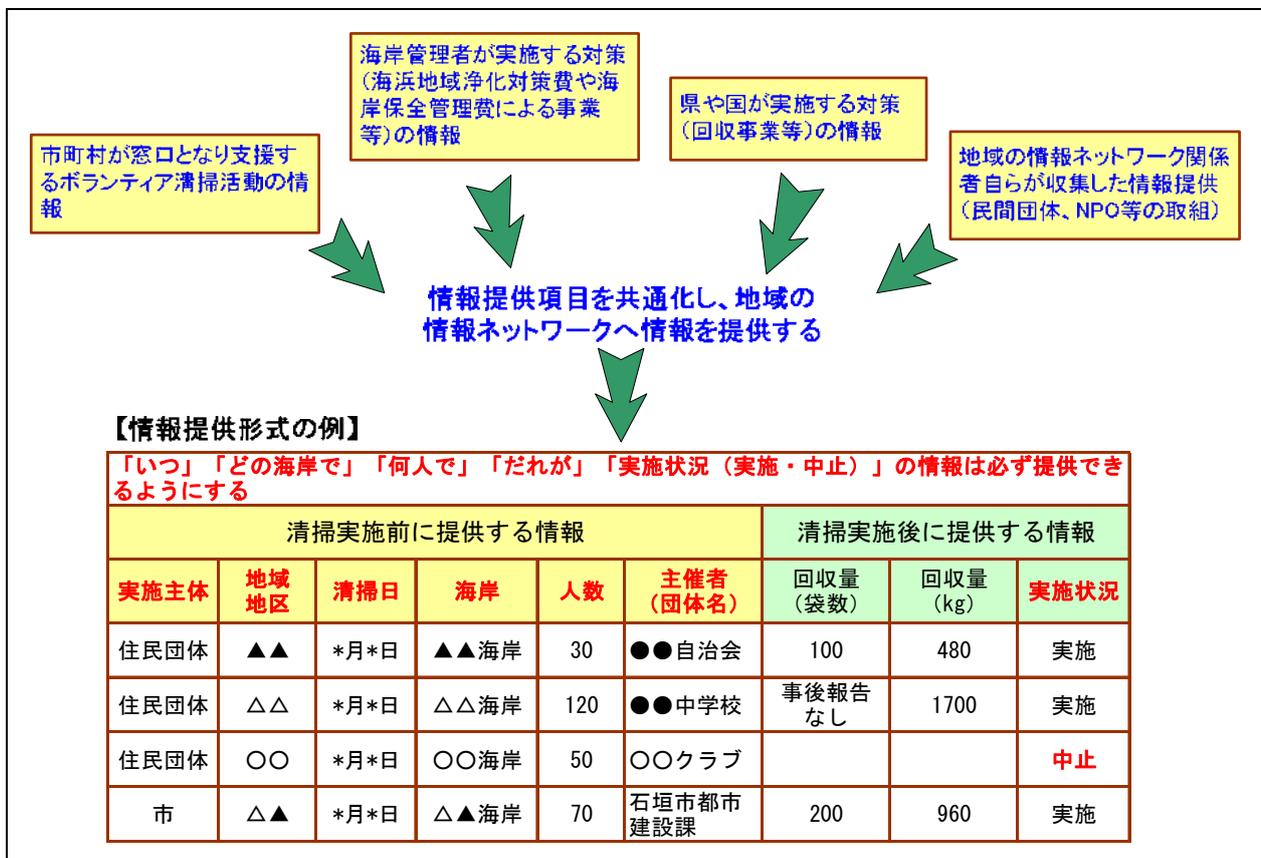


図 1-7 海岸清掃活動に係る情報共有の概念図

宮古諸島、八重山諸島地域における海岸清掃活動に係る情報共有は、まず既存の地域情報ネットワークを中心とした一覧表形式による情報共有化を実現し、次段階として、ニーズの高い海岸清掃活動情報のマップ化を目指すものとした。宮古諸島、八重山諸島地域において検討された海岸清掃活動に係る情報共有の概念図を図1-8、図1-9に、その体制の詳細と課題点等を表1-5、表1-6に示す。

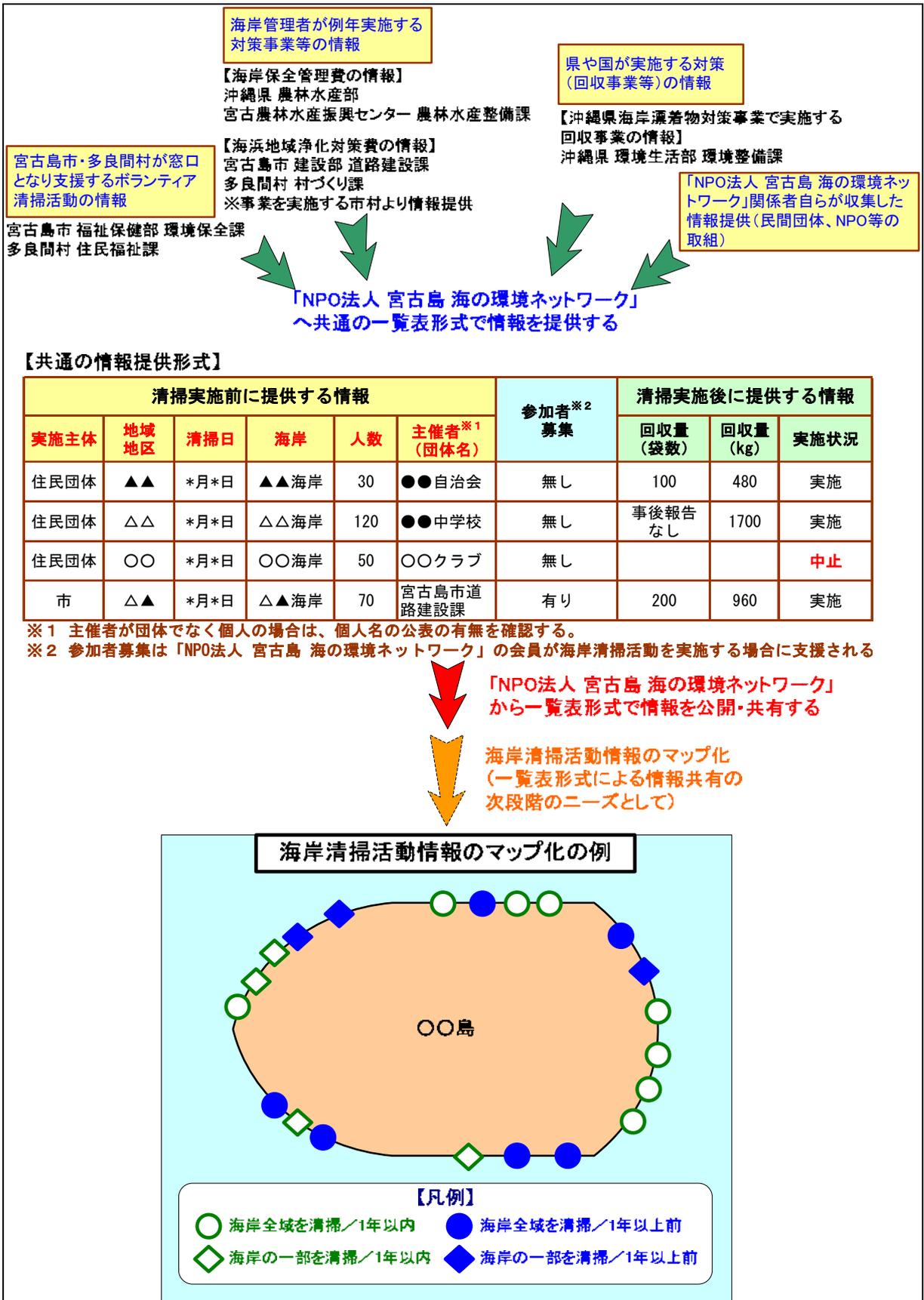


図 1-8 宮古諸島地域における海岸清掃活動に係る情報共有の概念図

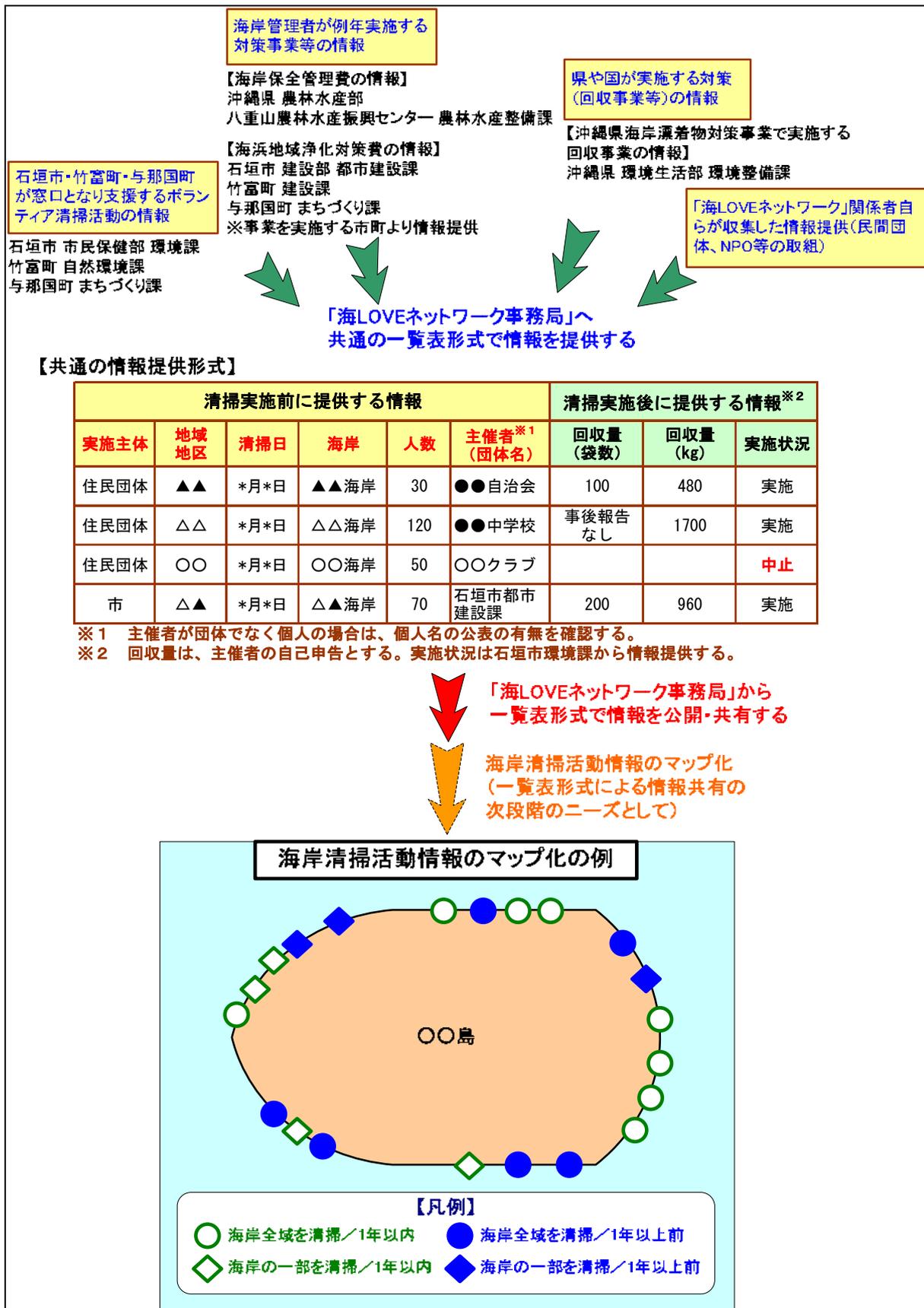


図 1-9 八重山諸島地域における海岸清掃活動に係る情報共有の概念図

表 1-5 海岸清掃活動に係る情報共有の体制の詳細と課題点等（宮古諸島地域）

海岸清掃活動の情報	情報共有の体制と課題点等
宮古島市が窓口となり支援するボランティア清掃活動の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・宮古島市環境保全課が清掃活動の申請状況及び実施状況を情報提供する。 ・情報提供の頻度は関係者間の協議により定める。 ・図 1-8 の表中の「清掃実施後に提供する情報」の確認については以下のとおりとする。 【回収量(袋数)】清掃の主催者がクリーンセンターへのごみの搬入時に宮古島市に対し自己申告する。 【回収量(kg)】: ごみの搬入時に宮古島市が記録する。 【実施状況】申請どおりごみが搬入されなかった場合、宮古島市が主催者に対して実施・中止の状況を確認する。
多良間村が窓口となり支援するボランティア清掃活動の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・多良間村住民福祉課が村内の清掃活動の実施状況を情報提供する。 ・情報の提供は、図 1-8 に示した一覧表に基づいて行う。
海岸管理者（沖縄県土木建築部）が実施する対策事業「海浜地域浄化対策費」の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者が実施する事業であるが、宮古島市道路建設課及び多良間村村づくり課に委託されているため、実施状況に係る情報提供は市村担当課が行う。 ・情報提供の内容は、原則として実施結果とするが、年度の実施計画が定まった段階で実施計画の情報提供にも努める。
海岸管理者（沖縄県農林水産部）が実施する対策事業「海岸保全管理費」の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者（宮古農林水産振興センター農林水産整備課）が直接実施する事業であるため、海岸管理者が清掃活動の実施状況を情報提供する。 ・情報提供については上記の「海浜地域浄化対策費」と同様。
県や国が実施する対策事業（回収事業等）の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する対策事業では、実施部局が図 1-8 に示した一覧表に基づいて情報提供する。沖縄県海岸漂着物対策事業で実施する回収事業については、事業の実施結果をとりまとめた上で、沖縄県環境生活部環境整備課から情報提供する。 ・国が実施する対策事業では、原則として県の関連機関と連携して実施されると考えられるため、その際に県から国へ図 1-8 に示した一覧表に基づいた情報提供を求める。
参加者募集の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・図 1-8 の表中の「参加者募集」の情報は、「NPO 法人 宮古島の環境ネットワーク」の会員が海岸清掃活動を実施する場合に限りサポートされる予定である。
主催者が団体ではなく個人の場合の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・主催者が団体でなく個人の場合は、個人名の公表の有無を確認する。
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸清掃の実施前に、地区公民館や地域住民に周知する取組が必要である。どのような方法で周知するか検討を要する。

表 1-6 海岸清掃活動に係る情報共有の体制の詳細と課題点等（八重山諸島地域）

海岸清掃活動の情報	情報共有の体制と課題点等
石垣市が窓口となり支援するボランティア清掃活動の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣市環境課が清掃活動の申請状況及び実施状況を情報提供する（図 1-9 に示した一覧表に基づいて行う）。情報提供の頻度は月 1 回程度とする。 ・石垣市からの情報は、海 LOVE ネットワーク HP により、「海浜清掃集計結果（活動実績）」、「ビーチクリーン予定表（実施予定及び募集）」の 2 つの情報として提供される。 ・図 1-9 の表中の「清掃実施後に提供する情報」の確認方法について、実施状況の有無は石垣市で確認し、中止の場合は情報提供を行わない。また、回収量の確認と提供方法は検討を要するが、現在のところ清掃活動実施者が任意で海 Love ネットワークへ自己申告する方法があげられている。
竹富町・与那国町が窓口となり支援するボランティア清掃活動の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・竹富町自然環境課と与那国町まちづくり課が清掃活動の実施状況を情報提供する。 ・情報の提供は、図 1-9 に示した一覧表に基づいて行う。
海岸管理者（沖縄県土木建築部）が実施する対策事業「海浜地域浄化対策費」の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者が実施する事業であるが、石垣市都市建設課、竹富町建設課、与那国町まちづくり課に委託されているため、実施状況に係る情報提供は市村担当課が行う。 ・情報提供の内容は、原則として実施結果とするが、年度の実施計画が定まった段階で実施計画の情報提供にも努める（沖縄県農林水産部の「海岸保全管理費」による事業で実施する場合も同様とする）。
海岸管理者（沖縄県農林水産部）が実施する対策事業「海岸保全管理費」の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者（八重山農林水産振興センター農林水産整備課）が直接実施する事業であるため、海岸管理者が清掃活動の実施状況を情報提供する。 ・情報提供については上記の「海浜地域浄化対策費」と同様。
県や国が実施する対策事業（回収事業等）の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・県が実施する対策事業では、実施部局が図 1-9 に示した一覧表に基づいて情報提供する。沖縄県海岸漂着物対策事業で実施する回収事業については、事業の実施結果をとりまとめた上で、環境生活部環境整備課から情報提供する。 ・国が実施する対策事業では、原則として県の関連機関と連携して実施されると考えられるため、その際に県から国へ図 1-9 に示した一覧表に基づいた情報提供を求める。
参加者募集の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・石垣市が窓口となり支援するボランティア清掃活動の参加者募集については、上記のとおり。 ・八重山環境ネットワークでは主に会員が実施する海岸清掃活動の参加者募集に係る情報提供が実施されており、これを更に広げる必要があるか検討する。
主催者の公表	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸清掃の主催者の公表の有無を確認する。例えば、団体の場合は原則公表、個人の場合は本人の確認をとる等。
全般	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸清掃の実施前に、地区公民館や地域住民に周知する取組が必要である。どの様な方法で周知するか検討を要する。

【参考】宮古島市・石垣市のボランティア申請申込書について

宮古島市(福祉保健部 環境保全課)、石垣市(市民保健部 環境課)では、海岸のボランティア清掃の支援を実施しており、ボランティア清掃申請者へのごみ袋の提供、回収したごみの処理(石垣市は運搬も含む)を実施している。

本事業をとおして、ボランティア清掃活動状況の情報提供を実施するため、申込書の内容が改訂されている(図 1-10、図 1-11)。現在、この申請に係る情報を既存の地域情報ネットワークへ提供し公表する取組が進められている。

平成 年 月 日受付					
宮古島市清掃ボランティア申込書					
宮古島市長 殿					
下記のとおりボランティア清掃を実施したいので、申請します。					
記					
氏名・団体名					
代表者(団体のみ)		電話番号			
清掃実施日	平成 年 月 日				
清掃場所					
清掃人数	人				
ボランティア袋 申請枚数	枚				
以上					
【自己搬入について】					
この度は清掃ボランティアを行っていただき、有難うございます。 ごみはしっかり分別して、市クリーンセンターまで運んでいただくよう、お願いします。					
自己搬入の日時	平成 年 月 日				
搬入に使用する車 (車種・台数等)					
備考					
【情報公開・参加者の募集について】					
本清掃の情報を「宮古島 海の環境ネットワーク」ホームページへ掲載してよいか、 また、同ホームページ上で本清掃への参加者を募集するかどうか、御回答下さい。					
情報提供					
参加募集					
		課長	係長	係	受付者

図 1-10 宮古島市のボランティア清掃申請申込書

【参考】宮古島市・石垣市の地域の情報ネットワーク HP による情報共有の取組状況

宮古環境ネットワーク HP による宮古諸島地域の清掃活動状況の情報提供を図 1-12 に、海 LOVE ネットワーク HP による八重山諸島地域の海岸清掃活動実績の情報提供を図 1-13 に、海岸清掃活動の予定及び参加者募集の情報提供を図 1-14 に示す。

宮古島の海を中心に自然環境を守るため「海岸清掃」「海岸調査」「ネットワーク作り」「環境教育」に取り組んでいます

特定非営利活動(NPO)法人
宮古島 海の環境ネットワーク

特定非営利活動(NPO)法人
宮古島 島の環境ネットワーク 事務局事務所
Address: 沖縄県宮古島市平良浦川敷497-3

トッパページ | 海岸清掃事業 | 海岸調査事業 | 情報ネットワーク事業 | 教育事業

情報ネットワーク事業同合せ

担当理事: 春川 洋
連絡先: 春川洋子
〒906-0422
沖縄県宮古島市平良川敷29
TEL: 090-6699-4199
Mail: team@eco-tour.com

MENU

トップページ
海岸清掃事業
海岸調査事業
情報ネットワーク事業
教育事業
ニュース&トピックス

SIDE MENU

海岸清掃スケジュール一覧
過去の清掃実績

宮古島 島の環境ネットワークとは

法人概要
定款
役員
活動記録
入会のご案内
リンク
総会資料・更新のご案内

特定非営利活動(NPO)法人
宮古島 海の環境ネットワーク
ニュース&トピックス ブログ

メールを受け取る
ニュース&トピックスが
更新されたらメールでお知らせ

宮古諸島海岸清掃スケジュール一覧 (2012年下半期)

■2013年4月

事業 主体	地域 地区	清掃日	海岸名	予定 人数	主催者(団体名)	参加 募集	回収量		実施 状況
							袋数	重量	
住民 団体	待 俣	14日	待俣海岸	未定	宮古ビーチクリ/アップ愛 好会	有 募集			

■2013年3月

事業 主体	地域 地区	清掃日	海岸名	予定 人数	主催者(団体名)	参加 募集	回収量		実施 状況
							袋数	重量	
公共 団体	下 地	30(土)	前浜海岸	200名	宮古島観光協会青年部	無			
住民 団体	平 良	03(金) ~ 04(日)	トウリパービーチ	15名	惣田谷ボーイスカウト	無			
住民 団体	高 野		高野海岸	15名	惣田谷ボーイスカウト	無			
住民 団体	知 辺		保良海岸	15名	惣田谷ボーイスカウト	無			
住民 団体	下 地	10(日)	前浜海岸	70名	M B-V	無			
住民 団体	平 良	0(金)	パイナカマ ビーチ	50名	日通電気土木株式会社	無			
県	下 地	9(日)	前浜海岸	4名	沖縄県・海岸環境事務所	無	-	-	実施
県	入 江	9(日)	入江海岸	4名	沖縄県・海岸環境事務所	無	-	-	実施
県	待 俣	2(土)	養殖所北	5名	沖縄県・海岸環境事務所	無	-	-	実施
県	池 田	0(土)	カギンミ海岸	5名	沖縄県・海岸環境事務所	無	-	-	実施

図 1-12 NPO 法人 宮古島 海の環境ネットワーク HP による宮古諸島地域の清掃活動状況

(<http://econet.jpn.org/beachclean.html> より転写)

過去のビーチクリーン集計記録

2011年 12月

12月ボランティア集計												
申請者名(団体名)	新聞掲載 (情報提供)	清掃場所	責任者	電話	人数	月回数	団体	個人	清掃日	もやすごみ袋	もやみごみ袋	資源ごみ
ウリウリカフェ	同意する	伊野田海岸			2	2	1	1	1 定期		0	26
名瀬小学校	同意する	名瀬浜アンパル周辺海岸			30	1	1	1	12月5日		0	0
田CC	同意する	大崎海岸			20	1	1	1	12月10日		0	0
白保魚漁の海保全協議会	同意する	白保海岸			40	1	1	1	12月18日	5		40
潮音 まさし	同意する	吉原海岸			1	1	1	1	12月13日		0	0
辻環境文化研究所	同意する	川平海岸			2	1	1	1	12月26日		1	10
瓜生 文	同意する	伊野田海岸			6	1	1	1	12月26日	20		30
後藤 一弥	同意する	野尻海岸			1	1	1	1	1 定期		1	2
金塚 一希(自己参加)	同意する	八島海岸			50	1	1	1	12月31日	30		30
七垣市成人式(自己参加)	同意する	多田浜海岸			80	1	1	1	12月31日	30		30
ペルトラム親子	同意する	大浜海岸			3	1	1	1	12月9日		0	10

2012年 1月

申請者名(団体名)	新聞掲載 (情報提供)	清掃場所	責任者	電話	人数	月回数	団体	個人	清掃日	もやすごみ袋	もやみごみ袋	資源ごみ	集計
ペルトラム親子	同意する	大浜海岸			3	1	1	1	1月3日				
ボーイスカウト石垣第1団	同意する	八島海岸			24	1	1	1	1月7日				
ハッピーリーアンドルンパルンバク	同意する	米原海岸			20	1	1	1	1月13日	20	40		10
あくあまりん	同意する	米原海岸			1	1	1	1	1月14日		10		1
茂野 健	同意する	星野海岸			2	1	1	1	1月20日				
ウリウリカフェ	同意する	伊野田海岸			2	1	1	1	1月17日		14		12
親盛 泰人	同意する	大浜海岸			1	1	1	1	1 定期	10	10	10	
茂野 健	同意する	星野海岸			2	1	1	1	1月27日	10	20	20	
イルカ&クジラ数捕プロジェクト	同意する	大浜海岸			20	1	1	1	1月28日				

図 1-13 海 LOVE ネットワーク HP による海岸清掃活動実績の情報提供

(<http://www4.ocn.ne.jp/~umilove/2011kekkahouoku.html> より転写、一部加工)

1.4.3 海岸清掃及び海岸漂着物対策に係る情報共有

既存の地域情報ネットワークの活用により、海岸清掃に係る様々な情報の提供と共有の実施が可能であると考えられる。現時点で想定される海岸清掃に係る情報等を以下に列記する。

- ・ 海岸清掃方法や運搬処理に係る情報提供
- ・ 海岸清掃に係る相談窓口
- ・ 県や国が実施する対策（地域計画、調査等）の情報提供

(1) 海岸清掃方法や運搬処理に係る情報提供

海岸清掃方法や海岸漂着物の運搬処理に係る情報は、各地域の海岸漂着物対策の検討・計画や、ボランティア清掃活動を行う上で参考となる重要な情報であり、情報共有することは意義深いと考えられる。

海岸清掃方法や運搬処理に係る情報提供は、「八重山環境ネットワーク」で実施されており、これは各地域において同情報の提供を検討する上で参考になると思われる。

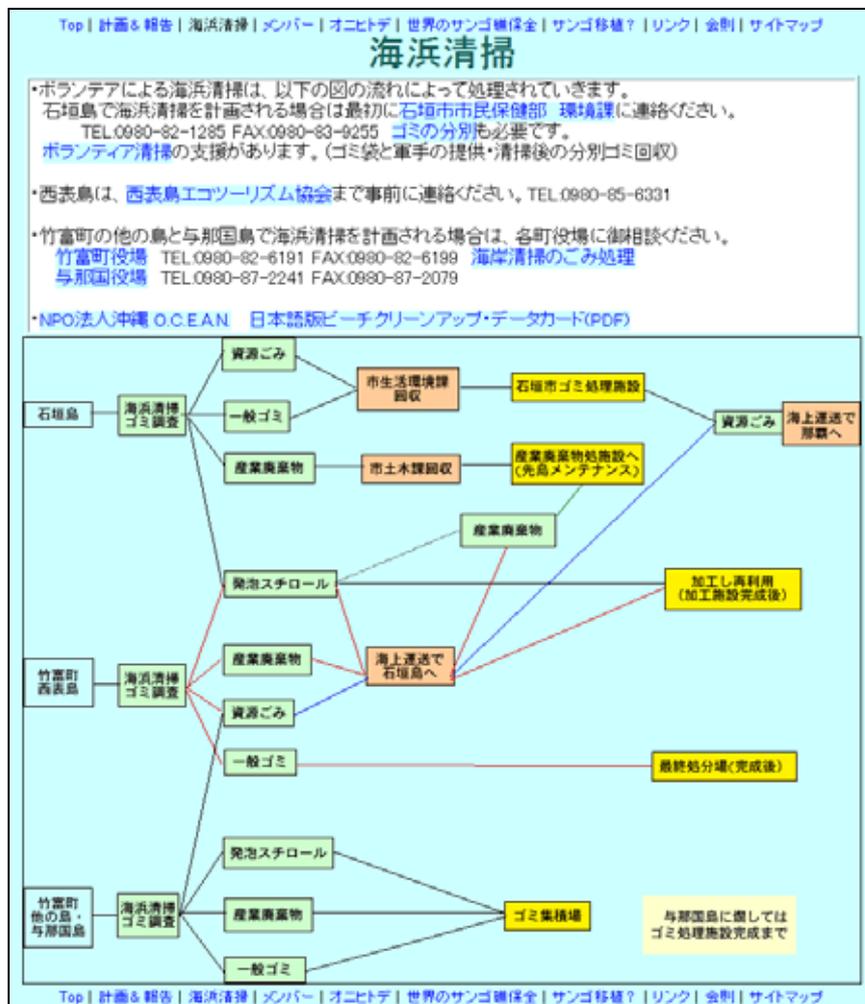


図 1-15 海岸清掃方法や運搬処理に係る情報提供の一例
八重山環境ネットワーク HP の「海浜清掃」(<http://www.churaumi.net/beach.html> より転写)

(2) 海岸清掃に係る相談窓口

ボランティア等による海岸清掃に係る主な相談窓口としては、市町村の廃棄物担当課やNPO等民間団体等が挙げられる。表 1-7 に相談窓口毎の相談内容の例を示す。

また、宮古諸島、八重山諸島地域において検討された海岸清掃活動に係る主な相談窓口と相談内容を表 1-8 に示す。

表 1-7 海岸清掃活動に係る主な相談窓口と相談内容の例

機関・団体	相談できる内容
海岸清掃が実施される海岸の市町村廃棄物担当課	回収袋の支給等の支援、ごみの分別・取扱い、ごみの搬入方法等
海岸清掃活動の実績がある地域のNPO等民間団体	海岸清掃の企画や実施方法、情報交換

表 1-8 宮古諸島、八重山諸島地域の海岸清掃活動に係る主な相談窓口と相談内容

対象地域	機関・団体	相談できる内容
宮古諸島	宮古島市 宮古島市 環境保全課	回収袋の支給等の支援、ごみの分別・取扱い、ごみの搬入方法等
	多良間村 多良間村 住民福祉課	ごみの分別・取扱い、ごみの搬入方法等
	宮古諸島 NPO 法人 宮古島 海の環境ネットワーク	海岸清掃の企画や実施方法、情報交換
八重山諸島	石垣市 石垣市 市民保健部 環境課	回収袋の支給等の支援、ごみの分別・取扱い方法等
	竹富町 竹富町 自然環境課	ごみの分別・取扱い、処理方法等
	与那国町 与那国町 まちづくり課	ごみの分別・取扱い、ごみの搬入方法等
	石垣島 海 LOVE ネットワーク事務局	海岸清掃の企画や実施方法、情報交換
	西表島 NPO 法人 西表島エコツアーリズム協会	海岸清掃の企画や実施方法、情報交換

地域の情報ネットワーク HP 等の情報共有の場に、海岸清掃に係る相談窓口が併設されていれば、海岸清掃活動を実施する者にとっては、情報ネットワーク HP 等をより活用しやすくなると考えられる。宮古環境ネットワークの「海岸清掃事業」では、インターネットを利用した海岸清掃に係る相談窓口を運用している。インターネットを活用した相談窓口は、携帯電話を含めインターネット接続できる環境であれば、比較的活用しやすいという利点がある。

「宮古諸島ビーチクリアップ同好会」主催海岸清掃活動

■「宮古島 海の環境ネットワーク」海岸清掃チーム「宮古諸島ビーチクリアップ同好会」主催の海岸清掃活動を実施しています

「宮古島 海の環境ネットワーク」の海岸清掃ボランティアチーム「宮古諸島ビーチクリアップ同好会」主催で海岸清掃活動を実施しております

「宮古諸島ビーチクリアップ同好会」主催海岸清掃の情報は以下のサイトで入手可能です。
各サイトにて清掃活動実施報告も公開しておりますのでご覧下さい。







※ ニュース&トピックス ブログ では主催事業以外の清掃活動も公開しております。
※ mixi掲示板 ではmixi登録が必要です。

mixi掲示板 では「海岸清掃企画や実施の相談」や「情報交換」も行っております。
興味のある方は気軽にご参加ください。
mixi登録がない方のご相談は直接担当理事にメールにてお問い合わせください。

図 1-16 NPO 法人 宮古島 海の環境ネットワーク HP の「海岸清掃事業」
(<http://econet.jpn.org/cleanup.html> より抜粋)

(3) 県や国が実施する対策（地域計画、調査等）の情報提供

既存の地域情報ネットワークにおいて、沖縄県が平成 21～24 年度にかけて実施している「沖縄県海岸漂着物対策事業」や、海岸管理（海岸保全区域）の情報、近年実施されてきた環境省による海岸漂着物対策等の情報をリンクすることにより、県や国が実施している海岸漂着物対策の普及啓発が進むことが期待される（図 1-17～図 1-19）。

[文字サイズ・色合いの変更](#) ▶ [携帯サイト](#)
[サイト内検索](#) [Google](#) [カスタム検索](#) [検索](#)

[目的別で探す](#) [県民ハンドブック](#) [組織で探す](#) [知事のページ](#) [リンク](#) [LANGUAGE](#) [サイトマップ](#) [ヘルプ](#)

[ホーム](#) > [組織で探す](#) > [環境生活部環境整備課](#) > [環境整備課の業務及び組織](#) > [海岸漂着物対策について](#)

更新日: 2012年11月8日

海岸漂着物対策について

近年、海外からと思われるペットボトルや漁具等の廃プラスチック類や流木、医療系廃棄物等が、更には私達の生活から出たごみが河川等から流出し、海岸域に大量に漂着し、堤防等の海岸保全施設の機能だけでなく、漁業活動や観光面を含めた生活環境、自然環境の保全に重大な影響を及ぼしています。



これらの漂着物は、原因者が特定できないことから、県や地元市町村、ボランティア団体等で撤去・回収に努めていますが、こうした状況は、通常の管理の範疇を超えるもので負担も大きく、繰り返し漂着してくるから、対応に苦しんでいるところです。

そのような中、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律(海岸漂着物処理推進法)」が、平成21年7月15日に公布され、同日に施行されました。

沖縄県では、この深刻化している海岸漂着物問題について、国が創設した「地域グリーンニューディール基金」を活用し、平成21年度から24年度にかけて、沖縄県海岸漂着物対策事業を実施しています。

沖縄県海岸漂着物対策地域計画

海岸漂着物対策を推進するための計画である「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」を策定しました。同計画の策定・見直しや事業の連絡調整を図るため、行政や地域関係者、学識経験者等からなる協議会を組織しました。

- [沖縄県海岸漂着物対策地域計画](#)
- [沖縄県海岸漂着物対策推進協議会](#)

沖縄県海岸漂着物対策地域計画に基づく取り組み

沖縄県海岸漂着物対策地域計画に基づき、各種調査研究、回収処理、普及啓発事業等を実施しています。

県内の海岸漂着物の現況

[PDF](#) [沖縄県内における海岸漂着物等の現況\(PDF:4.023KB\)](#)

普及啓発教材・マニュアル類

- [海岸漂着物の発生抑制に係る普及啓発教材](#)
- [海岸清掃マニュアル\(住民活動編\)](#)
- [海岸清掃マニュアル\(回収事業編\)](#)

関係者の役割分担と相互協力

- [地域関係者による体制づくり](#)
- [まるごと沖縄クリーンビーチ](#)
- [海岸保全区域と海岸管理者](#)

補助金関係

- [沖縄県海岸漂着物対策事業費補助金](#)
- [災害等廃棄物処理事業費補助金\(外部サイトへリンク\)](#)

法令・基本方針・通知

- [海岸漂着物処理推進法条文\(外部サイトへリンク\)](#)
- [海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針\(外部サイトへリンク\)](#)
- [海岸漂着物等の総合的かつ効果的な処理の推進について\(外部サイトへリンク\)](#)

図 1-17 沖縄県環境生活部環境整備課 HP の「海岸漂着物対策について」
 (http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/ippan/marine_litter/index.html より転写)

沖縄県
OKINAWA PREFECTURE

文字サイズ・色合いの変更 ▶ 携帯サイト
サイト内検索 Google カスタム検索 検索

目的別で探す 県民ハンドブック 組織で探す 知事のページ リンク LANGUAGE サイトマップ ヘルプ

ホーム > 組織で探す > 環境生活部環境整備課 > 環境整備課の業務及び組織 > 海岸漂着物対策について > 海岸保全区域と海岸管理者

更新日: 2012年8月24日

海岸保全区域と海岸管理者

一般公共海岸区域の管理者は、沖縄県知事となっています。
また、海岸保全区域の海岸管理者は以下のとおりとなっています。
なお、本県では海岸管理者との協議に基づき恩納村長及び渡嘉敷村長が地域の海岸管理を行っています。

海岸保全区域図面

- 宮古諸島(JPG: 78KB)
- 八重山諸島(与那国を除く)(JPG: 68KB)
- 八重山諸島(与那国)(JPG: 51KB)
- その他地域については、土木建築部が発行しているパンフレット「おきなわの川と海」をご覧ください。

海岸保全区域	海岸管理者
河川局所管海岸保全区域	県知事(土木建築部)
港湾局所管海岸保全区域	県知事(土木建築部)又は港湾管理者の長*1
水産庁所管海岸保全区域	漁港管理者の長*2
農林振興局海岸保全区域	県知事(農林水産部)
上記以外	県知事

*1 那覇港、石垣港、平良港の港湾区域内は各港湾管理者の長、それ以外は県知事
*2 県管理漁港は県知事(農林水産部)、市町村管理漁港は市町村長

図 1-18 沖縄県環境生活部環境整備課 HP の「海岸の管理（海岸保全区域）」
(http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/ippan/marine_litter/kaigankanri.html より転写)
※「おきなわの川と海」はパンフレットであり、沖縄県の河川・砂防・海岸管内図が記載されている

環境省

HOME | トピックス | 新春情報 | 報道発表 | 窓口案内

環境省 > 水・土壌・地盤・海洋環境の保全 > 漂流・漂着ごみ対策

水・土壌・地盤・海洋環境の保全

漂流・漂着ごみ対策

- 海岸漂着物処理推進法
- 海岸漂着物対策推進会議・海岸漂着物対策専門家会議
- 漂着ゴミ問題に関するパンフレット
- 日本海沿岸地域等への廃ポリタンク、医療系廃棄物及び特定漁具の大量漂着について
- 東日本大震災による洋上漂流物への対応について(リンク:首相官邸)
- 関係機関
 - ・ NPECリンク
 - ・ OEARACリンク
- 過去の資料
 - ・ 漂流・漂着ごみ対策推進会議 漂着物クリーンアップ推進
 - ・ 漂流・漂着ごみ対策推進会議 漂着物対策推進会議
 - ・ 漂流・漂着ごみ対策に関する関係省庁会議

図 1-19 環境省 HP の「漂流・漂着ゴミ対策」
(http://www.env.go.jp/water/marine_litter/index.html より転写)

1.4.4 普及啓発・環境教育に係る情報共有

既存の地域情報ネットワークの活用により、海岸漂着物問題・対策の普及啓発・環境教育に係る様々な情報の提供と共有の実施が可能であると考えられる。現時点で想定される普及啓発・環境教育に係る情報等を以下に列記する。一例として、沖縄県環境生活部環境整備課HPによる海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発教材を図 1-20 に示す。

- ・ 国や県の普及啓発・環境教育事業の情報提供
- ・ 当該地域の学校等が実施する普及啓発・環境教育事業の情報提供
- ・ 他地域における普及啓発・環境教育事業の情報提供

沖縄県 OOKINAWA PREFECTURE

文字サイズ・色合いの変更 ▶ 携帯サイト

サイト内検索 Google カスタム検索 検索

目的別で探す 県民ハンドブック 組織で探す 記事のページ リンク LANGUAGE サイトマップ ヘルプ

ホーム > 組織で探す > 環境生活部環境整備課 > 環境整備課の業務及び組織 > 海岸漂着物対策について > 海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発教材

更新日: 2012年8月17日

海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発教材

海岸漂着物の対策を実施する上では、その円滑な処理のみならず、効果的な発生抑制を図ることが重要となります。沖縄県では、環境教育と普及啓発を促進するため、海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発教材を作成しています。

これらの教材はご自由にお使いいただけます。
 ・沖縄県の承諾を得ることなく、改変、販売することは禁止します。
 ・リンクする場合は、このページへリンク設定して下さい。リンク用バナーを準備していますので、ご自由にお使いください。

「漂着ごみのこと、勉強してみようかな…」

教材名	役割/作成のねらい
 <ul style="list-style-type: none"> PDF 教材集(1/5)(PDF:4.048KB) PDF 教材集(2/5)(PDF:4.257KB) PDF 教材集(3/5)(PDF:4.118KB) PDF 教材集(4/5)(PDF:2.966KB) PDF 教材集(5/5)(PDF:2.743KB) 	既存の環境教育・普及啓発教材を有効利用するために、県内を中心とした教材集を作成
 <ul style="list-style-type: none"> PDF 海ごみ15(PDF:3.681KB) PDF 海ごみ15背景白(PDF:3.621KB) PDF 海ごみ15【解説付き】(PDF:2.842KB) PDF形式の他に、 <ul style="list-style-type: none"> ・ パワーポイント版 ・ A1版(ラミネート加工) の貸出を行っています。利用をご希望される方は漂着ごみ担当者までご連絡ください。	 「きれいな海が大好き！ 漂着ごみのこと勉強してみようかな…」
 <ul style="list-style-type: none"> PDF どこから来るわけ？海のごみ(PDF: 563KB) PDF どこへ行くのかね？海のごみ(PDF: 572KB) PDF 二枚連結版(PDF:3.171KB) 	海岸漂着物問題に関心が薄い層に、興味を持ってもらうための教材(ポスター、チラシ形式)
 <ul style="list-style-type: none"> PDF 自分でやってみよう？ビーチクリーン活動(PDF:3.206KB) 	海岸清掃活動を企画したい人を支援するための教材(ポスター、チラシ形式)
 <ul style="list-style-type: none"> EXCEL Howtoビーチクリーン(エクセル:3.759KB) 	海岸清掃方法と分別の取り扱いについてのチラシ作成ツール
 <ul style="list-style-type: none"> 海岸清掃マニュアル(住民活動編) 	海岸清掃の初心者から海岸清掃イベントを開催できる熟練者までが活用できる教材 「自分でやってみよう？ビーチクリーン活動」、「Howtoビーチクリーン」の詳細な解説版となります。

図 1-20 沖縄県環境生活部環境整備課 HP の「海岸漂着物等の発生抑制に係る普及啓発教材」
 (http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/ippan/marine_litter/keihatsu.html より転写)

2. 清掃計画の策定

沖縄県地域計画では、海岸清掃計画策定の方針として、「効率的・効果的な海岸漂着物対策を進めるために必要と認められる場合には、沖縄県が中心となり、地域毎等に海岸清掃計画（年度計画）の策定に努めるものとする。海岸清掃計画を策定するにあたっては、ごみの漂着状況、国や県による対策事業や調査の実施状況、海岸漂着物の回収に係る海岸区分（国や県の予算措置による清掃実施が望ましい海岸、行政機関の例年予算により清掃を実施する海岸、地域住民やボランティア団体等の清掃の実績のある海岸、新たに清掃の実施が望まれる海岸等の区分）等の情報を整理した上で、地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の関係者による情報交換と協議を踏まえる必要がある。」としている。

本項では、県内の各地域における海岸清掃計画の策定のための方針を示す。

2.1 現状と課題

沖縄県内では、ボランティア海岸清掃に加え、国や県、市町村が実施する対策事業、回収を伴う実態調査等の様々な海岸漂着物に係る対策が実施されている。しかしながら、これらの対策については、各々の計画に基づき実施されており、地域での連携した取組とはなっていない。特に、行政機関が実施する対策事業は進行状況に応じた情報共有が困難であるため、ボランティア海岸清掃活動が活発な地域では、地域単位における効率の良い海岸清掃を実施する上で必要な情報を得ることが難しい。

2.2 対策の基本方針

予め行政機関が実施する事業を含めた年度計画が示されていれば、ボランティア側は清掃活動を効率的に計画することができると考えられることから、地域関係者において、効果的かつ有効な対策を進めるために海岸清掃計画の策定が必要と判断される場合には、沖縄県が中心となって当該地域の海岸清掃計画（年度計画）を策定する。

計画の策定にあたっては、これまでの県内各地域・各主体の様々な取組を生かした上で、沖縄県海岸漂着物対策事業の成果や、今後の国や県の予算措置、更には地域関係者による協議を踏まえる必要があると考えられる（図 2-1）。

したがって、効果的な清掃計画策定のための情報整理と策定方法、更には個々の取組の相互理解と意見交換の場としての地域関係者による調整方法について検討する。

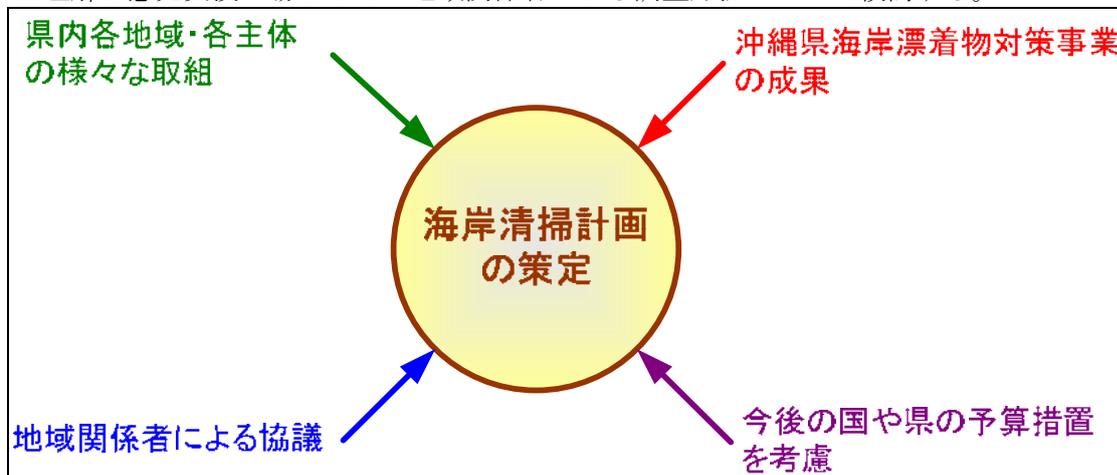


図 2-1 海岸清掃計画策定方法の概念図

2.3 清掃計画策定のために参考となる情報

清掃計画を策定するにあたっては、表 2-1 に示すとおり沖縄県海岸漂着物対策事業の成果や海岸管理者の所轄範囲、地域関係者による協議等が参考になると考えられる。

表 2-1 清掃計画策定にあたり参考となる情報等

項目	得られる情報等
海岸漂着物の概況調査結果 (沖縄県海岸漂着物対策事業で実施)	平成 21~23 年度における県内の海岸の海岸漂着物現存量及び種類、回収方法検討のための海岸の地形的特長等
海岸漂着物のモニタリング調査結果 (沖縄県海岸漂着物対策事業で実施)	県内の地域別(市町村別・島別等を含む)の年間及び季節別漂着量、及び海岸漂着物の種類等
重点対策区域における対策の優先度の評価 (沖縄県海岸漂着物対策地域計画)	県内の海岸の自然条件や社会条件等を踏まえた対策の優先順位
海岸漂着物の回収事業の結果 (沖縄県海岸漂着物対策事業で実施)	回収事業の実施内容と効果
海岸管理者の所轄範囲で実施される回収事業	海岸清掃の実施範囲、実施単位等
市町村を中心とした地域関係者による協議	清掃を実施すべき海岸に関する情報、海岸清掃に関するニーズ
情報ネットワーク〔HP 等〕 (沖縄県海岸漂着物対策事業で充実化の予定)	海岸清掃の実施状況とその成果

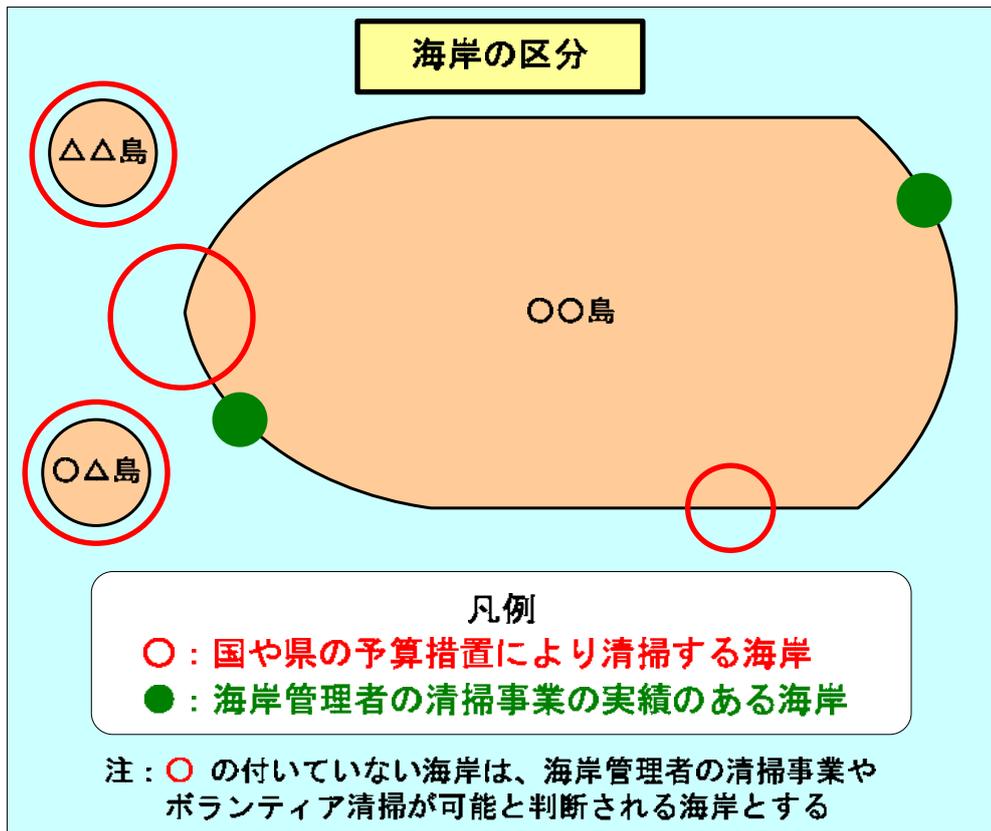
2.4 清掃計画策定方法

清掃計画は、国や県等の予算措置がある場合（特別な予算措置がなければ対策が不可能な海岸を想定／例えば沖縄県海岸漂着物対策事業による回収事業）、行政機関の例年予算による措置の場合（海岸管理者等が実施する所轄の保全対策費等による回収事業等）、通常時の取組の場合（主に日常的なボランティア清掃等の取組）のそれぞれに適応した海岸の区分を行った上で策定する必要があると考えられる。

海岸清掃計画策定の方法及び留意事項について表 2-2 に、海岸の区分と清掃計画策定の概念図を図 2-2 に、清掃計画策定のための海岸漂着物等の情報と海岸区分の一例（多良間村）を図 2-3 に示す。また、海岸清掃計画策定に係る課題点等を表 2-3 に示す。

表 2-2 清掃計画策定の方法及び留意事項

清掃計画の種類	清掃計画策定の方法	留意事項
国や県等の予算措置がある場合	<p>清掃実施に多くの予算を要するため、国や県等の予算措置がされなければ清掃が困難となる海岸を選定した上で清掃計画を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前出の表 2-1 から得られる情報を有効活用しつつ、予算規模を段階的に想定した上で、清掃計画を策定する。 ・既存の国の補助事業制度等の提要条件に該当する場合は、その補助事業制度の活用を優先する。
行政機関の例年予算による措置の場合 及び 通常時の取組の場合	<p>原則として上記の「国や県等の予算措置がある場合」に対応する海岸以外を対象とし、以下の2つの視点で海岸を整理し、清掃計画を策定する。</p> <p>①海岸管理者による例年予算（土木建築部による海浜地域浄化対策費や農林水産部による海岸保全管理費等）の実績のある海岸、加えて地域関係者からの要望により新たに計画・実施が望まれる海岸を選定し、清掃計画を策定する。</p> <p>②住民等のボランティア清掃の定例的な実績がある、加えてボランティア清掃が可能な海岸を整理し、更には地域の情報ネットワークが保有する海岸清掃活動の情報を踏まえた上で清掃計画を策定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前出の表 2-1 から得られる情報を有効活用し、地域における海岸清掃へのニーズを考慮し、効率的かつ効果的な計画を策定する。 ・地域関係者の協力により、日常的にボランティア清掃活動の取組が効果をあげている海岸では、その取組の継続を重視する。 ・日常的に海岸漂着物が殆ど無い状態を維持すべき海岸と、定期的に清掃を実施すべき海岸の整理をした上で検討することが望ましい。 ・既存の国の補助事業制度等の提要条件に該当する場合は、その補助事業制度の活用を優先する。



地域関係者による連絡調整

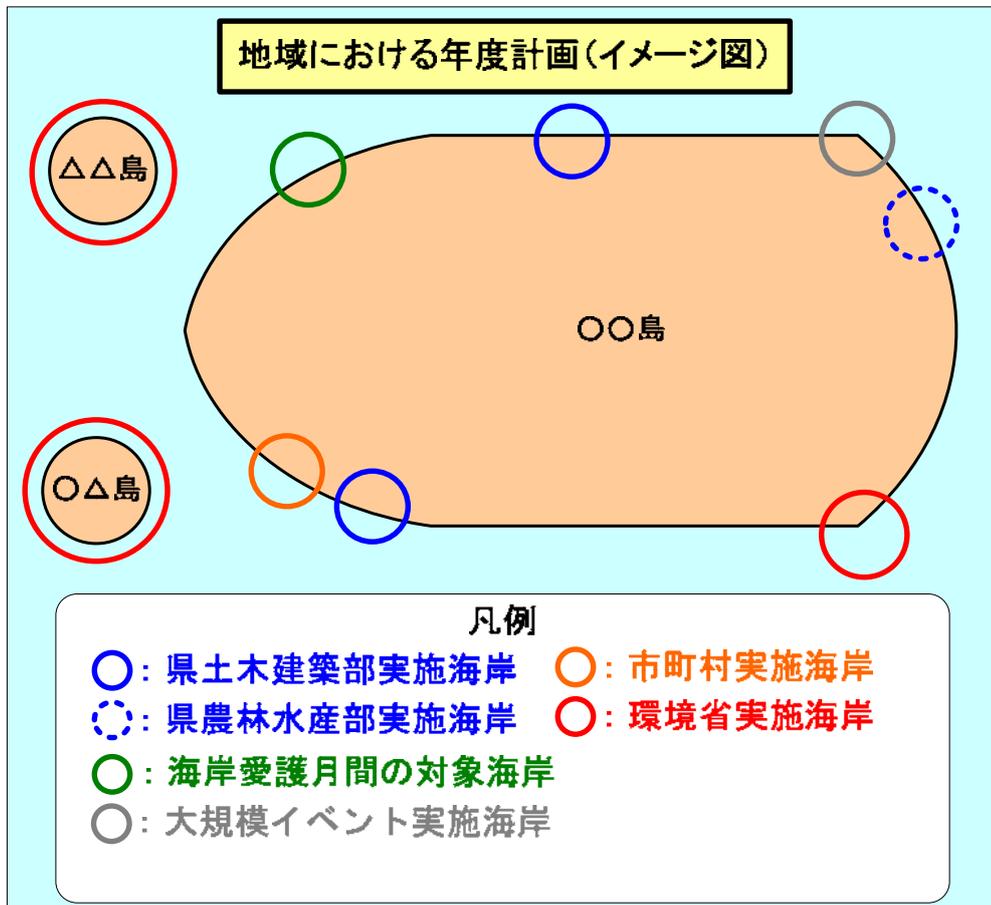


図 2-2 海岸の区分と清掃計画策定の概念図



図 2-3 多良間村における清掃計画策定のための
海岸漂着物等の情報と海岸区分(案)

表 2-3 海岸清掃計画策定に係る課題点等

項目	課題点等
海岸の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・「海岸管理者の清掃事業を計画する海岸」の選定については、住民等のボランティア清掃が可能な海岸や日常的にボランティア清掃が行われている海岸と重複する場合も想定されることから、海岸の選定は、海岸管理者だけでなく、多様な地域関係者の意見を考慮する必要があると考えられる。 ・「沖縄県海岸漂着物対策地域計画」で定める重点対策区域は、原則として有人島を対象に選定している。有人島だけに清掃計画が必要かどうか、各地域の実情に応じて検討しておく必要があると思われる。
清掃計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・「国や県の予算措置により清掃する海岸」以外の海岸であっても、長期間清掃活動がされず、ボランティア清掃では回収しきれない量の海岸漂着物が蓄積される場合がある。その場合には海岸管理者や国及び県の対策事業計画が策定できるよう柔軟な対応が求められる。 ・表 2-2 及び図 2-2 で示した清掃計画策定方法にとらわれず、例えば、大きなごみを国や県の予算措置や海岸管理者等の事業で回収し、小さなごみをボランティア清掃で回収することが効果的な場合もあることを考慮し、柔軟な清掃計画の策定が求められる。

2.5 地域関係者・関係機関による情報共有と活動計画のための調整会議の場の確保

2.5.1 調整会議開催の目的

各地域では、多様な住民団体・行政機関等が海岸清掃活動を含む様々な海岸漂着物対策を実施している（表 2-4）。これらの住民団体・行政機関等の中でそれぞれの活動や事業実施に係る情報を共有し、更には将来実施する活動や事業計画について意見交換が実施できれば、当該地域における効率的・効果的な海岸漂着物対策の実施につながると考えられる。したがって、少なくとも年に1回程度は地域関係者・関係機関による情報共有と清掃計画のための調整会議の場が確保されることが望ましい。

表 2-4 各地域において実施されている海岸漂着物対策等

実施主体	海岸漂着物対策等
民間団体等	地区公民館、地元漁業協同組合、レジャー団体が例年実施する海岸清掃活動 (例として、観光シーズンあるいは海神祭の前に実施する海岸清掃活動等)
	ボランティア団体による継続的な海岸清掃活動
	地元企業が実施する地域貢献のための海岸清掃活動
	地域のNPO等が実施する海岸清掃事業
公共団体・ 行政機関等	地元小中学校による海岸清掃活動
	海岸管理者が実施する海岸保全事業 (例えば海浜地域浄化対策費や海岸保全管理費)
	県が実施する回収事業や調査事業(沖縄県海岸漂着物対策事業が該当)
	国が実施する調査(H19~H22年度には環境省モデル調査が一部の地域で実施された)

宮古諸島、八重山諸島地域において検討された海岸清掃に係る情報共有と活動計画のための調整会議の実施体制を表 2-5、表 2-6 に示す。

【参考】調整会議の取組状況

宮古諸島地域では平成 24 年度より新たに設置され、八重山諸島地域では平成 24 年度より八重山環境ネットワークの総会と併せて実施されている。

・宮古諸島地域

「宮古諸島地域における海岸清掃連絡調整会議」を新たに新設し、検討された役割分担のもと平成 24 年 5 月 30 日に第 1 回宮古諸島地域における海岸清掃連絡調整会議を開催した。

・八重山諸島地域

八重山環境ネットワーク総会の議題の一つとして平成 24 年 5 月 24 日に実施した。

表 2-5 宮古諸島における情報共有と活動計画のための調整会議の実施体制

名称(仮称)	宮古諸島地域における海岸清掃連絡調整会議
開催通知	NPO 法人 宮古島 海の環境ネットワーク 情報ネットワーク委員会
司会進行役	沖縄県 宮古事務所 総務課
記録係	要検討 ※出された意見の概要を整理しておく必要があると判断される
構成員	<p>第十一管区海上保安本部 宮古島海上保安署</p> <p>沖縄県 宮古事務所 総務課</p> <p>沖縄県 土木建築部 宮古土木事務所 維持管理班</p> <p>沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 漁港水産班</p> <p>沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 農林整備班</p> <p>沖縄県 福祉保健部 宮古福祉保健所 生活環境班</p> <p>宮古島市 福祉保健部 環境保全課</p> <p>多良間村 住民福祉課</p> <p>宮古島漁業協同組合</p> <p>池間漁業協同組合</p> <p>伊良部漁業協同組合</p> <p>宮古島美ら海連絡協議会</p> <p>セブンシーズ宮古島</p> <p>NPO 法人 宮古島 海の環境ネットワーク 情報ネットワーク委員会</p> <p>NPO 法人 宮古島 海の環境ネットワーク 海岸清掃委員会</p>
開催時期	5月第4週目の水曜日
会場	宮古島市役所会議室あるいは宮古合同庁舎会議室
会議資料	<p>①宮古諸島における清掃計画策定のための海岸漂着物等の情報と海岸区分図</p> <p>②各構成員の海岸清掃活動・清掃事業等の年度実施計画（持ち寄り）</p> <p>※①は共通資料とし、当面は本事業で整理した海岸区分図とする。</p>
議事進行の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1. 各構成員が予定している海岸清掃活動・清掃事業等の年度実施計画を説明。 2. 共通資料の海岸区分図（上記①）を踏まえて各構成員の計画に対象地域（海岸）と時期の重複の有無について確認。 3. 各構成員の年度実施計画について意見や指摘を行った上で、計画変更や改善点について意見交換。
実施における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・この会議では、各構成員の清掃計画を決定するものではなく、あくまでも意見交換の場と位置付ける。 ・司会進行役は議事を円滑に進める役割を持つが、話をとりまとめる必要はない。会議の結果の取扱いは、各構成員がそれぞれ持ち帰り検討する。

表 2-6 八重山諸島における情報共有と活動計画のための調整会議の実施体制

名称(仮称)	八重山諸島地域における海岸清掃連絡調整会議 【八重山環境ネットワーク総会に併せて実施を想定】
開催通知	八重山環境ネットワーク総会に併せて実施するため、開催通知と司会進行役は総会の体制に合わせることを想定する。
司会進行役	
記録係	要検討 ※出された意見の概要を整理しておく必要があると判断される
構成員	環境省 那覇自然環境事務所 石垣自然保護官事務所 第十一管区海上保安本部 石垣海上保安部 警備救難課 沖縄県 総務部 八重山事務所 総務課 沖縄県 土木建築部 八重山土木事務所 維持管理班 沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 漁港水産班 沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 農林整備班 沖縄県 福祉保健部 八重山福祉保健所 生活環境班 石垣市 市民保健部 環境課 竹富町 自然環境課 与那国町 まちづくり課 八重山漁業協同組合 与那国町漁業協同組合 八重山環境ネットワーク 石垣島沿岸レジャー安全協議会 NPO 法人 西表島エコツーリズム協会 西表エコプロジェクト 石垣ビーチクリーンクラブ 海 LOVE ネットワーク事務局
開催時期	5月第4週目の木曜日(可能であれば例年の実施月・週・曜日を予め定めておく)
会場	石垣港湾合同庁舎 会議室
会議資料	①八重山諸島における清掃計画策定のための海岸漂着物等の情報と海岸区分図 ②各構成員の海岸清掃活動・清掃事業等の年度実施計画(持ち寄り) ※①は共通資料とし、当面は本事業で整理した海岸区分図とする。
議事進行の内容	1. 各構成員が予定している海岸清掃活動・清掃事業等の年度実施計画を説明。 2. 共通資料の海岸区分図(上記①)を踏まえて各構成員の計画に対象地域(海岸)と時期の重複の有無について確認。 3. 各構成員の年度実施計画について意見や指摘を行った上で、計画変更や改善点について意見交換。
実施における留意点	・この会議では、各構成員の清掃計画を決定するものではなく、あくまでも意見交換の場と位置付ける。 ・司会進行役は議事を円滑に進める役割を持つが、話をとりまとめる必要はない。会議の結果の取扱いは、各構成員がそれぞれ持ち帰り検討する。

3. 回収体制の確立

沖縄県地域計画では、回収体制の確立について、「海岸漂着物等の回収方法や処理方法等、必要とされる回収体制は地域毎等により異なると考えられるため、それぞれの回収体制を構築する必要がある。回収体制を確立する上での基本理念は、「民間でできることは民間で、民間でできないことは行政で、行政がやるべきことは行政で実施する」とする。例えば、回収は民間が主体で実施し、運搬・処分を行政が担当する、という体制が考えられるが、加えて、同地域内の地域住民、民間団体、NPO等、地方公共団体等の活動情報を共有し、時には共同で海岸清掃を行うことが可能な仕組みづくりも必要である。」としている。

本項では、県内の実情に合わせた回収体制の確立の方針を示す。

3.1 現状と課題

海岸漂着物の回収は、ボランティア海岸清掃に加え、国や県が実施する対策事業、危険物等の大量漂着時の対応等の様々な形態が想定される。沖縄県内では、海岸漂着物の個々の問題に対応した様々な取組が行われてきたが、その対応には地域差があり、回収体制に係る方針等が十分に整理されていないことから、地域関係者の相互協力による効率的な回収処理が実施できていない、あるいは災害等緊急時の漂着被害対策の連絡体制が整備されておらず、対策の実施が遅れるという事態が見受けられる。

3.2 対策の基本方針

日常的な海岸清掃活動や災害等緊急時における地域関係者の適切な役割分担を踏まえた連絡体制や回収体制が構築されることにより、現状よりも効率的・効果的な海岸漂着物対策が実施できると考えられる。そのためには、県内で想定される様々な形態の海岸漂着物の回収体制について、法制度等を準拠しつつ、県内の状況を踏まえた統一的な方針の整理が必要であることから、海岸漂着物の回収体制を以下①～④の4項目（回収処理に係る3項目及び連絡体制に係る1項目）に分けて検討する。図 3-1 に回収体制確立の概念図を示す。

①回収体制の基本方針

各地域で基本となる回収処理体制の確立。

②災害等緊急時の回収体制

流木・廃油・薬品類・医療系廃棄物等の大量漂着時の回収処理体制の確立。

③著しい環境影響及び人的被害の恐れのある海岸漂着物の日常的な回収体制

清掃活動以外で危険物等が回収された場合の対応の確立。

④地域住民による回収が不適切な海岸漂着物等や、災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の連絡体制

地域住民による回収が不適切な海岸漂着物等（廃家電、爆発物、正体不明の液体入り容器、保護動物の死骸等）、廃油ボールや木材等の大量漂着を確認した場合の連絡体制の確立。

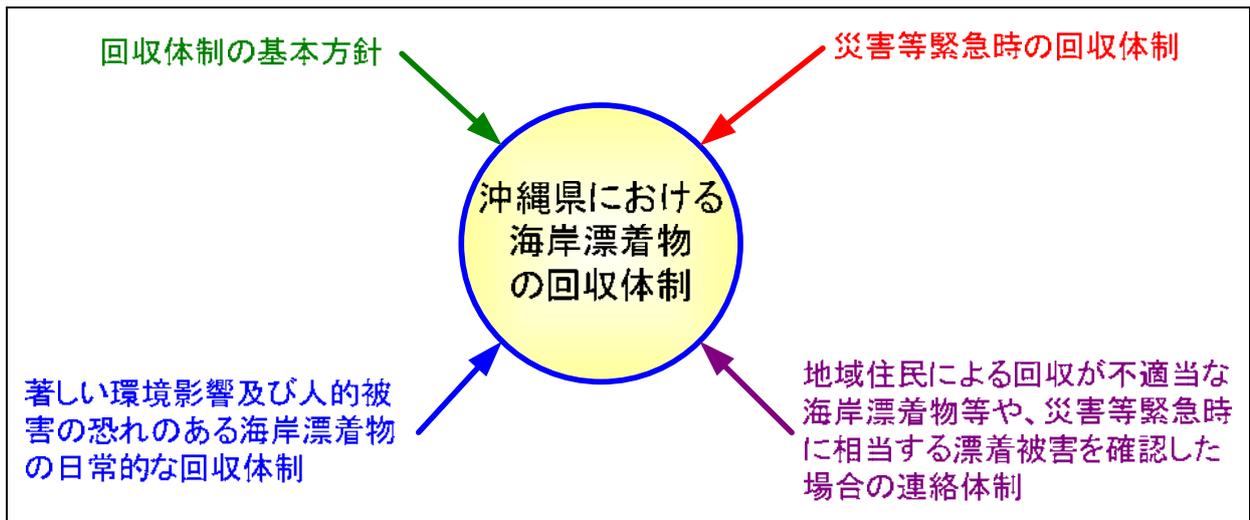


図 3-1 回収体制確立の概念図

3.3 回収体制の基本方針

海岸漂着物等の回収体制については、前項 清掃計画の策定方針と同様に、「通常時の海岸清掃の取組」、「行政機関の例年予算による措置」、「国や県等の予算措置による回収事業」に整理した上で検討する必要があると考えられる。

「通常時の海岸清掃の取組」とは、主に日常的な地域の取組（ボランティア清掃や行政機関等による定期的な清掃活動の取組等）の場合とする。

「行政機関の例年予算による措置」とは、海岸管理者等が実施する所轄の保全対策費等による回収事業等（前出の沖縄県土木建築部による海浜地域浄化対策費や農林水産部による海岸保全管理費等）を実施する場合とする。

「国や県等の予算措置による回収事業」とは、沖縄県海岸漂着物対策事業で実施する回収事業のように、予算措置の上で事業として受託業者が実施する場合とする。

上記のそれぞれの場合の基本となる回収体制を表 3-1 に整理した。各地域において、この回収体制案が実施可能であるかどうかを判断基準として、今後はそれぞれの地域にあった回収体制を検討することが必要である。

表 3-1 県内で基本となる海岸漂着物の回収体制

想定される清掃形態	地域住民 NPO等	市町村	海岸管理者 (沖縄県)	受託業者	廃棄物担当部 局(沖縄県)
通常時の海岸 清掃の取組	海岸清掃活動 の実施	処理可能な ごみの受入れ	生命、身体に危険 を及ぼすおそれ のあるごみの、関 係行政機関と連 携した速やかな 対応		適正処理の 監督・指導
		国の補助金制 度の活用検討 注 1)			
		回収が困難なごみへの対応協議			
行政機関が主催する海岸愛護月間を通じた清掃活動 等の実施					
行政機関の 例年予算に よる措置 注 2)	回収事業への 協力	事業の受託 海岸漂着物 の適正処理	事業の発注と管 理		
国や県等の 予算措置 による 回収事業 注 3)	回収事業への 協力	事業系一般廃 棄物の受入れ 県の補助金制 度の活用	事業の発注 回収事業の管理	回収事業の 実施 産業廃棄物 の適正処理	

注 1) 市町村単位で一定期間の間に 150m³ 以上の漂着がみられた場合には、市町村が事業主体となる環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の積極的な活用も検討する必要がある。

注 2) 沖縄県土木建築部による海浜地域浄化対策費や農林水産部による海岸保全管理費等を想定。

注 3) 沖縄県海岸漂着物対策事業では、原則として海岸管理者が事業主体として、回収事業を発注する。なお、平成 25～26 年度にかけては市町村が実施する回収事業に対し、県の補助金の活用が可能である。

3.3.1 回収体制の基本方針の確立に係る調整事項等

(1) 「災害等廃棄物処理事業費補助金」の活用（市町村）

前出表 3-1 の注 1 に示したとおり、市町村単位で一定期間の間に 150m³ 以上の漂着がみられた場合には、市町村が事業主体となる環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」の積極的な活用も検討する（次項 4. コスト低減対策で詳述）。

(2) 海岸管理者と市町村の海岸清掃範囲の調整案

例えば、集客力があり観光地として価値のある海岸については、海岸の存在によって地元市町村が得られる利益も考慮し、その海岸の清掃で回収された処理困難物の処理費用は市町村が負担し、他の海岸については海岸管理者が処理困難物の処理費用を負担するという考え方もある（他県で検討されている実例がある）。

(3) 海岸管理者が関係行政機関と連携し対応する危険な海岸漂着物について

海岸に漂着した危険物の対応については、危険物漂着時に海岸管理者が行うと想定される初動対応についてとりまとめられた「海岸漂着危険物対応ガイドライン（平成 21 年 6 月 農林水産省農村振興局及び水産庁・国土交通省河川局及び港湾局）」がある（入手先：国土交通省 http://www.mlit.go.jp/river/shishin_guideline/index.html）。

この中で、海岸漂着危険物の種別として 7 区分が示されている。

表 3-2 「海岸漂着危険物対応ガイドライン」に示されている海岸漂着危険物

区分	主な品目
引火性液体	燃える液体（ガソリン、灯油、オイル、重油等）
火薬等	爆発性のもの（発炎筒、信号弾、不発弾、花火、爆竹 等）
高压ガス	ガスの入ったもの（スプレー缶、消火器、プロパンガスボンベ等）
医療系廃棄物	病院で使うもの（注射器 薬瓶 等）
薬品類	中身のよくわからない袋、容器（ポリタンク、農薬 等） HNS(有害危険物質：キシレン、ベンゼン等) 可燃性、自然発火性、禁水性、酸化性、放射性、腐食性物質等
動物死体	海洋生物(毒性のあるもの、触らないように注意)、海産哺乳類、 鳥類の死体 等
その他	切れたりして触ると危ないもの（ガラス類、刃物、金属片 等）

「海岸漂着危険物対応ガイドライン（平成 21 年 6 月 農林水産省農村振興局及び水産庁・国土交通省河川局及び港湾局）」より作成

3.3.2 「通常時の海岸清掃の取組」の基本方針

ボランティア海岸清掃等を主体とした通常時の海岸漂着物の処理状況による地域区分と課題点の概念図を図 3-2 に、処理状況による区分毎の該当地域を図 3-3 に、地域区分毎の課題点を図 3-4 に整理した。

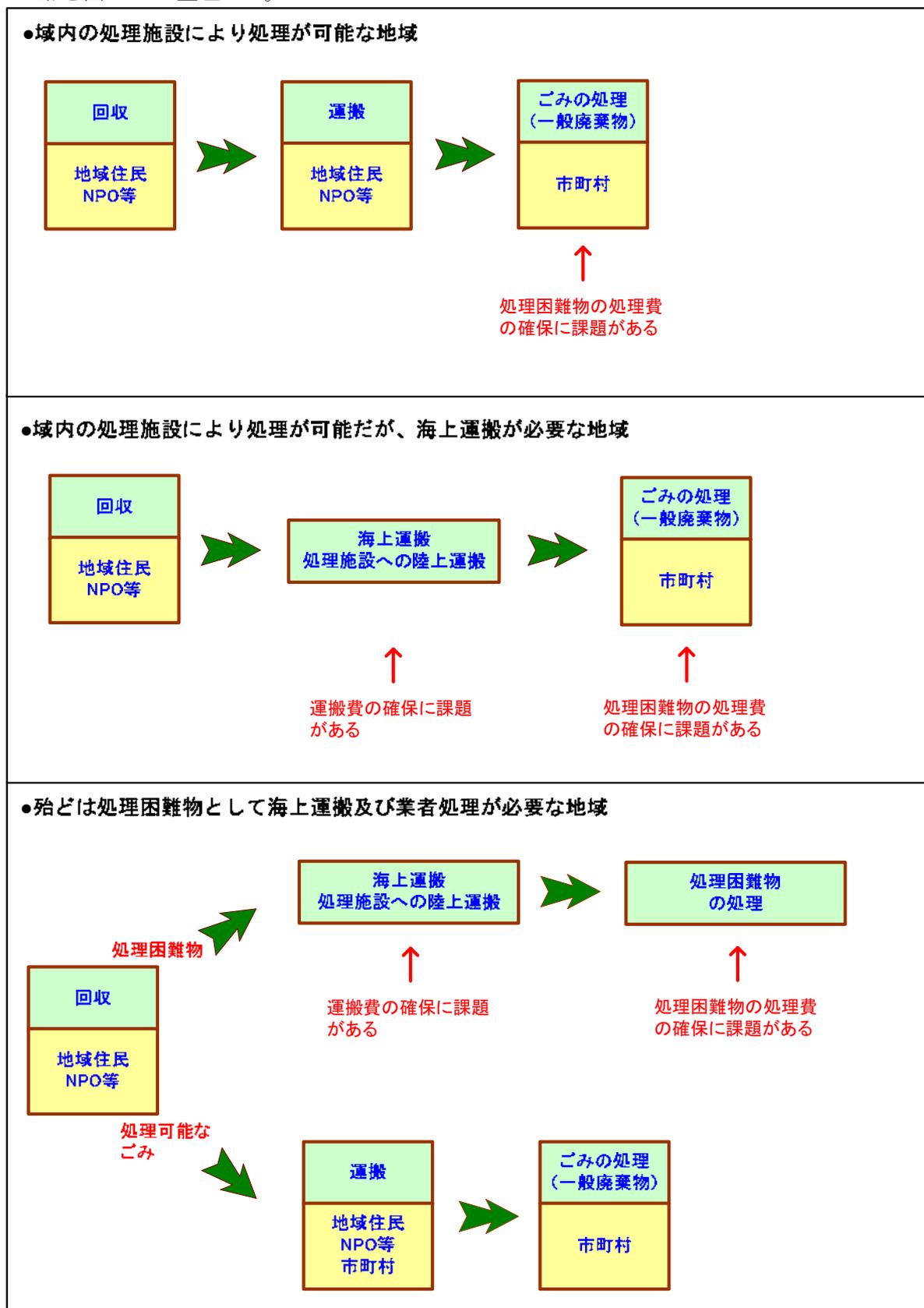


図 3-2 通常時の海岸漂着物の処理状況による地域区分と課題点の概念図

表 3-3 通常時の海岸漂着物の処理状況による区分毎の該当市町村

処理状況による区分	地域(市町村)
域内の処理施設により処理が可能な地域	<p><本島及び周辺離島地域> 名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、うるま市、沖縄市、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、宜野湾市、浦添市、西原町、与那原町、南城市、那覇市、豊見城市、八重瀬町、糸満市、伊江村、渡嘉敷村、渡名喜村、南大東村、北大東村、久米島町</p> <p><宮古諸島地域> 宮古島市</p> <p><八重山諸島地域> 石垣市</p>
域内の処理施設により処理が可能だが、海上運搬が必要な地域	<p><本島及び周辺離島地域> うるま市(津堅島)、南城市(久高島)</p> <p><宮古諸島地域> 宮古島市(伊良部島、下地島)、宮古島市(大神島)</p> <p><八重山諸島地域> 該当なし</p>
殆どは処理困難物として海上運搬及び業者処理が必要な地域	<p><本島及び周辺離島地域> 伊平屋村、伊是名村、座間味村、粟国村</p> <p><宮古諸島地域> 多良間村</p> <p><八重山諸島地域> 竹富町、与那国町</p>

※本表は廃棄物担当課へのヒアリング結果等を基とした

表 3-4 通常時の海岸清掃の取組に係る課題点等

処理状況による区分	課題点等
域内の処理施設により処理が可能な地域	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金制度を活用できるケースの具体的な想定、他の環境保全対策費の配分等の検討が必要である。
域内の処理施設により処理が可能だが、海上運搬が必要な地域	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金制度を活用できるケースの具体的な想定、他の環境保全対策費の配分等の検討が必要である。 ・ごみの海上運搬について回収者による自己運搬が困難な場合には、地域関係者・行政機関等の協力体制、役割分担等を検討する必要がある。
殆どは処理困難物として海上運搬及び業者処理が必要な地域	<ul style="list-style-type: none"> ・国の補助金制度を活用できるケースの具体的な想定、他の環境保全対策費の配分等の検討が必要である。 ・処理困難物の海上運搬・処理について、回収者による自己運搬が困難な場合には、地域関係者・行政機関等の協力体制、役割分担等を検討する必要がある。 ・将来予定されている小型焼却炉の利用による効果について、具体的な予測の検討が必要である。
地域全般	<ul style="list-style-type: none"> ・処理困難物の処理については、回収者による処理委託が困難な場合には、個々に関係行政機関を中心に対応を検討する必要がある。また、対応する新しい制度の検討や、制度にともなう財政措置が必要である。

3.4 災害等緊急時の回収体制

県内の海岸では、時おり流木、廃油ボール、劇薬入り容器、医療系廃棄物等が大量に漂着する。流木は、海岸の利用を妨げるだけでなく、再漂流すると船舶事故につながる恐れがあり、また、廃油ボール、劇薬入り容器、医療系廃棄物等は、自然環境への影響や人的被害を及ぼす恐れがある。これらの海岸漂着物が大量にみられた場合には、早期の対策が効果的であるため、緊急時の対策・体制作りが必要である。

また、大量の漂着ごみがみられた場合には、市町村が事業主体となる環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」、海岸管理者が事業主体となる国土交通省・農林水産省による「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」等の制度の積極的な活用も検討する必要がある(次項 4. コスト低減対策で詳述)。

本項では、以下に示す3項目について整理した。

- ・ 災害等緊急時の連絡体制（大規模な漂着事故発生時）
- ・ 地域レベルで対応する場合の災害等緊急時の回収体制
- ・ 災害等緊急時の地域の情報収集と伝達体制

3.4.1 災害等緊急時の連絡体制

大規模な漂着事故発生時の連絡・対応検討の体制を図 3-3 に示す。

沖縄県内の海岸で大規模な流木・油・劇薬・医療系等の漂着事故が発生した場合には、第十一管区海上保安本部による迅速な現場確認が行われる。

現状として、事故の発生が「沖縄本島地域の場合及び本島以外の地域であっても県レベルの対応が必要と判断される場合」には、沖縄県 知事公室 防災危機管理課へ通達され、県（本庁）関係機関が中心となりそれぞれの所管事務への影響と対策を検討する体制となっており、一方で「地域レベルで対応可能と判断される場合」には、該当地域の海岸管理者及び市町村担当課へ通達され、地域行政機関が中心となって影響と対策を検討する体制となっている。

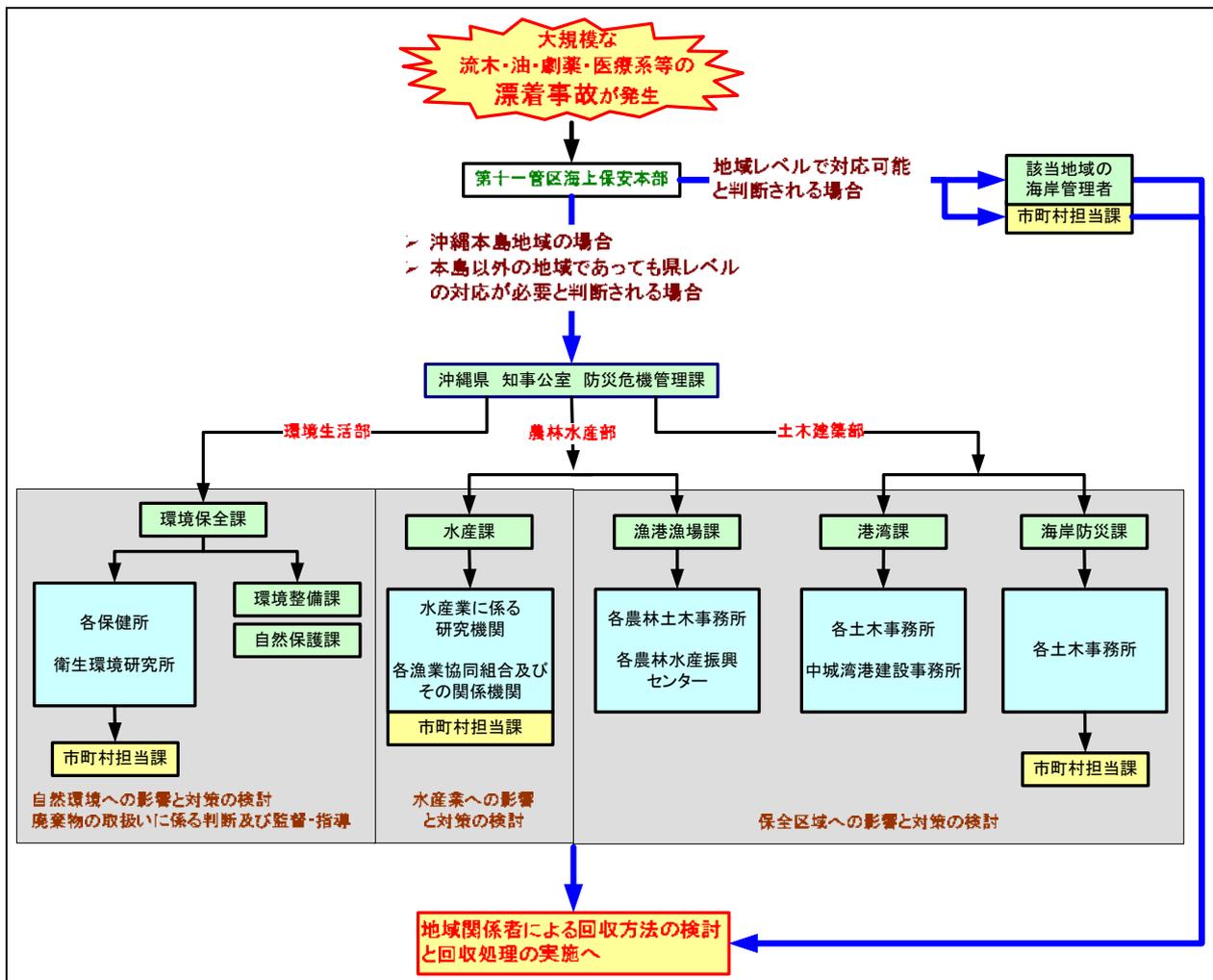


図 3-3 大規模な漂着事故発生時の連絡・対応検討の体制

3.4.2 地域レベルで対応する場合の災害等緊急時の回収体制

前項で述べた、地域レベルで対応可能と判断された場合における災害等緊急時の回収体制の基本方針を表 3-5 に、回収体制を図 3-4 に示す。

地域レベルで対応する場合の回収体制は、該当地域の関係行政機関（海岸管理者、県福祉保健所、関係市町村等）により回収体制を検討した上で、回収処理を実施する。

表 3-5 地域レベルで対応する場合における災害等緊急時の回収体制の基本方針

想定されるケース	取扱いの協議	被害と対策の周知	想定される回収の主体	処理
流木の大量漂着	海岸管理者 関係市町村 福祉保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域新聞等のマスコミ ・ 区長への連絡網 ・ 防災無線 ・ 海岸漂着物の情報ネットワーク HP 及びメーリングリスト ・ 県市町村 HP <p style="text-align: center;">等</p>	海岸管理者が主体となり、関係市町村が協力	海岸管理者が主体となり、関係市町村が協力
廃油の大量漂着 注)			地域住民や NPO 等の協力	※沖縄県廃棄物担当部局が適正処理の監督・指導
劇薬・医療系廃棄物等の大量漂着			海岸管理者が主体となり、関係市町村が協力	なお、流木等が大量に漂着した場合には、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」、国土交通省・農林水産省による「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」等の制度の積極的な活用も検討する。

注) 県内における廃油の大量漂着の発見に際しては、第十一管区海上保安本部が大きく貢献している。

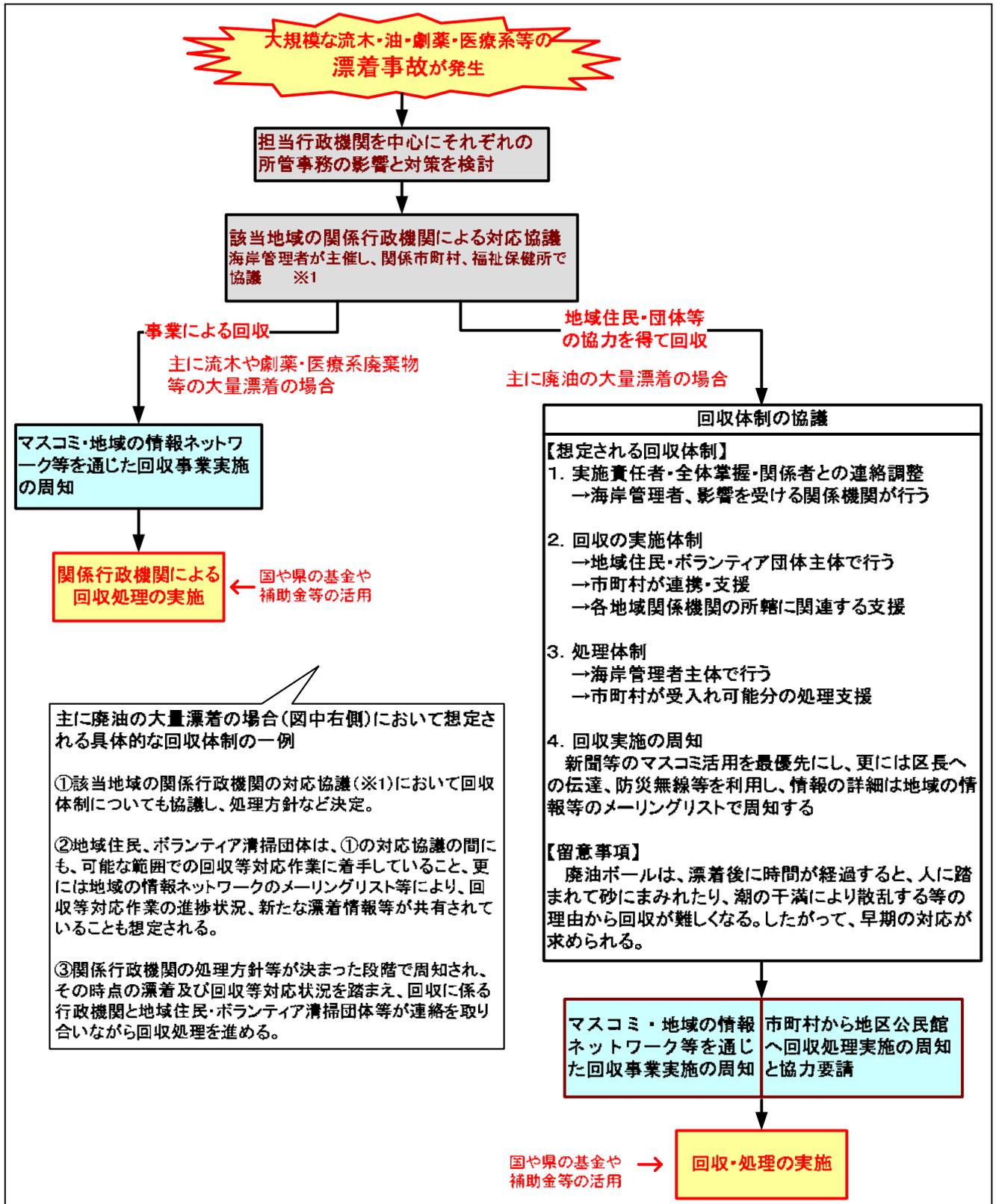


図 3-4 地域レベルで対応する場合の大規模な漂着事故発生時の回収体制

3.4.3 災害等緊急時の地域の情報収集と伝達体制

災害等緊急時の地域の情報収集と伝達については、図 3-5 に示すとおり地域の情報ネットワークが保有するメーリングリストを活用することで、適切な地域関係者に迅速に情報を伝達することが可能であると考えられ、且つ地域関係者からの新たな情報等のフィードバックも期待できる。宮古諸島・八重山諸島で検討された情報ネットワーク HP による災害等緊急時の地域の情報収集と伝達体制を図 3-6 に示す。

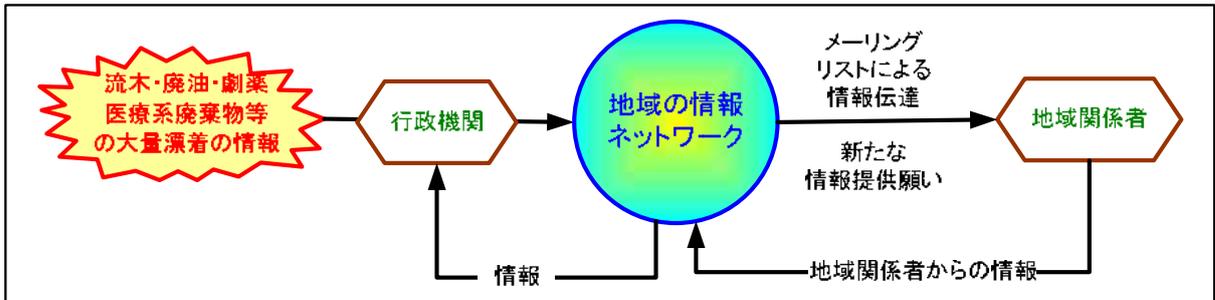


図 3-5 災害等緊急時の地域の情報収集と伝達体制の概念図

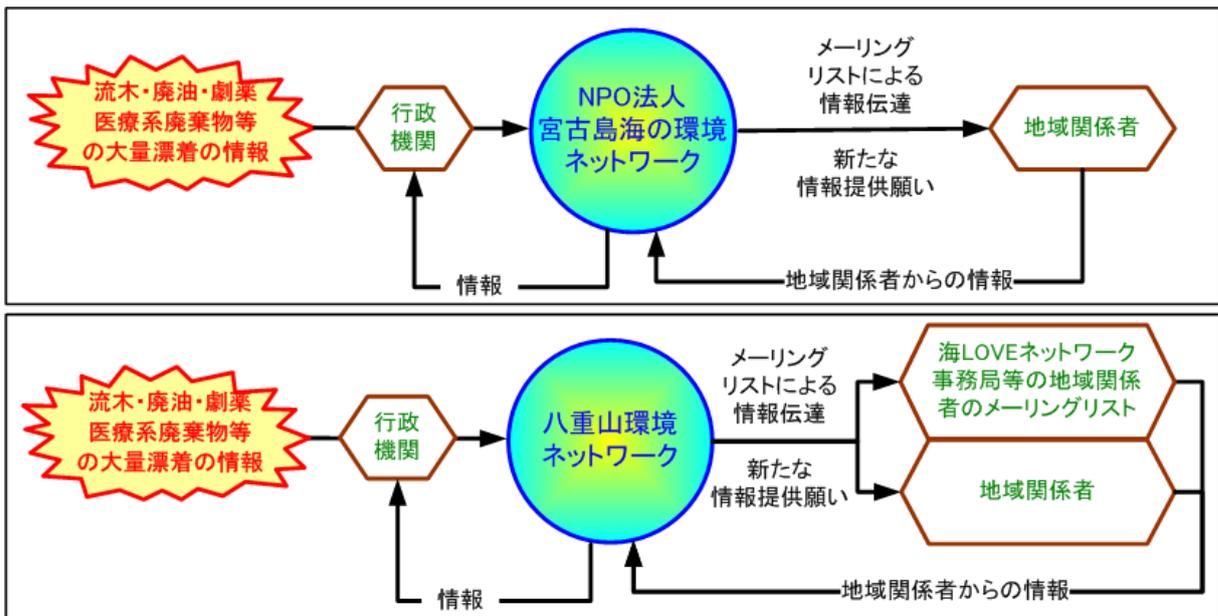


図 3-6 宮古諸島・八重山諸島で検討された災害等緊急時の地域の情報収集と伝達体制

3.5 著しい環境影響及び人的被害の恐れのある海岸漂着物の日常的な回収体制

県内の海岸では、割れたガラス・電球類、医療系廃棄物（注射器、バイアル等）、廃油ボール、農薬・薬品類の容器等の危険物がみられるが、これらを地域住民や観光客等が環境配慮の観点から個々に回収する場合がある。

この様に、危険物等が海岸清掃活動以外で回収された場合には、その回収量は僅かでありながら、回収した住民や観光客にとって取扱いは簡単ではないことが想定されるため、市町村が受入れの窓口になることが望ましいと考えられる。

3.5.1 竹富町の取組

環境省の第1期モデル調査（石垣市・竹富町）では、個々の住民が海岸で回収した危険物は、竹富町が受入れる取組が検討され、平成23年度から実施されている。〔第1期モデル調査結果では、竹富町の調査範囲（ウナリ崎～中野海岸の5kmの範囲）の廃油ボールと医療系廃棄物の年間漂着量推計値から求めた運搬処理費は¥6,000/年程度であった〕

現在の運用状況は、「割れたガラス・電球類」、「医療系ごみ（注射器、バイアル等）」、「廃油ボール、農薬・薬品類の容器等」の回収箱を設置しており、竹富町自然環境課及び西表島エコツーリズム協会が窓口となって、これらの海岸漂着物を回収した者に対し、竹富町が設置した回収箱を紹介している。



図 3-7 西表島にある竹富町西部出張所に設置された著しい環境影響及び人的被害の恐れのある海岸漂着物の回収箱

3.5.2 竹富町の取組の運用方法について

個々の住民が海岸で回収した危険物を竹富町が受入れる取組が開始された事を受け、その運用の充実を図るための調整が地元関係者間（主に竹富町自然環境課、NPO 法人西表島エコツーリズム協会）で実施され、以下の運用ルールが整理されている。

【竹富町の各出張所で回収する漂着ごみについて】

島民や観光客が個人的に拾った危険ごみを出張所で受け付けるため、今後は5つの回収箱を設置する。回収の対象とするごみは以下のとおりとする。

- ① ガラス回収箱（竹富町リサイクルセンターで受入・処理）
蛍光灯以外のガラス類（ガラス片・電球）
- ② 蛍光灯回収箱
蛍光灯のみ（蛍光灯は水銀を含むため、電球とは別に処理する必要がある）
- ③ 薬品回収箱（取扱いの判断ができない場合は八重山福祉保健所に相談の上で処理）
漂着した劇薬や農薬・毒薬・不明な液体
- ④ 廃油ボール回収箱
漂着した廃油ボール
- ⑤ 医療系ごみ回収箱（沖縄本島の業者へ処理委託）
漂着した注射器や点滴チューブ・バイアル等の医療系のごみ

【回収の条件等】

- ・地区公民館やボランティア清掃団体等が回収した漂着ごみは、別に保管場所を設けることとし、出張所に設置する回収箱では回収しない。
- ・町職員が、回収箱からごみを回収する作業の安全を確保するため、全てビニール袋等に入れて回収箱へ納める。特に注射器の針先が飛び出さないように工夫すること。

【受付日等】

- ・平日の月曜から金曜日とする。出張所の開いていない土・日・祝日は受け付けない。
- ・回収箱へごみを入れる際には、出張所の職員が立会うようにする。

【回収箱の設置場所】

- ・出張所の屋内に設置する（生活ごみが持ち込まれないようにする）。

※本取組において、竹富町では医療系ごみの処理を沖縄本島の業者へ委託することとしている。本取組における医療系ごみの取扱いについては、宮古諸島や八重山諸島の市町村へのヒアリングによれば、市町村が運営する診療所等の医療系ごみの運搬処理ルートを活用する方法が効率的であるとの指摘を受けている。

3.6 地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や、災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の連絡体制

地域住民による回収（ボランティア清掃活動中も含む）が不適当な海岸漂着物等として、廃家電、発炎筒や不発弾等の爆発物、正体不明の液体入り容器、鯨類・ウミガメ等の保護動物の死骸等があげられる。これらが海岸で確認された場合の適切な連絡体制を検討する。

更に本項では、地域住民により流木、廃油ボール、劇薬入り容器、医療系廃棄物等の大量漂着が確認された場合（前出の災害等緊急時に相当）の連絡体制についても検討する。

参考となる事例としては、環境省の第1期モデル調査（石垣市・竹富町）において同様の検討がされている（表 3-6）。

表 3-6 第1期モデル調査による中身不明の薬品類と発炎筒等の取扱い

品目	取扱いの検討結果
中身が不明であるが薬物の可能性のある容器等	中身が不明の薬品ビン、農薬類、劇薬が入っている可能性のある容器等が回収された場合には、市町村のボランティア海岸清掃の担当課が相談窓口となり、処分方法を検討・指示する。市町村では中身が判明できない場合や処分方法が判らない場合には、福祉保健所など関係機関へ連絡し、取扱いについて相談する。
発炎筒など発火性・引火性のあるもの	発炎筒など発火性・引火性のある海岸漂着物等が発見された場合には、回収作業員が自ら回収せず、触らない様にし、警察や宮古海上保安署へ連絡し回収処理をお願いする。仮に作業員が回収してしまった場合には、市町村へ引取りをお願いし、市町村が適正な処分を実施する（原則として発見された場所の属する市町村が処分を行う）。

表 3-6 の第1期モデル調査において検討された中身不明の薬品類と発炎筒等の取扱いを参考として、地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や、災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の連絡体制の概念図を図 3-8、漂着被害の確認と海岸漂着物の品目の区分別の行政機関相談窓口を表 3-7 のとおり整理した。

地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の対応は、地域住民が連絡する対象として海岸管理者、市町村のボランティア清掃窓口、第十一管区海上保安本部の3者を想定し（いずれかに連絡する）、情報が入った後はまず3者で情報を共有すること、更には地域の情報ネットワークに連絡が入った場合には適切な行政機関の相談窓口を紹介することとし、その後は表 3-6 の第1期モデル調査結果及び品目別の相談窓口に従って担当行政機関を中心に対応を進めていくことが想定される。なお、離島地域においては、海岸管理者や第十一管区海上保安部の出先機関が無い場合もあるため、連絡体制と回収処理の対応については、実情に即したものにするために更なる調整や検討が必要となる。

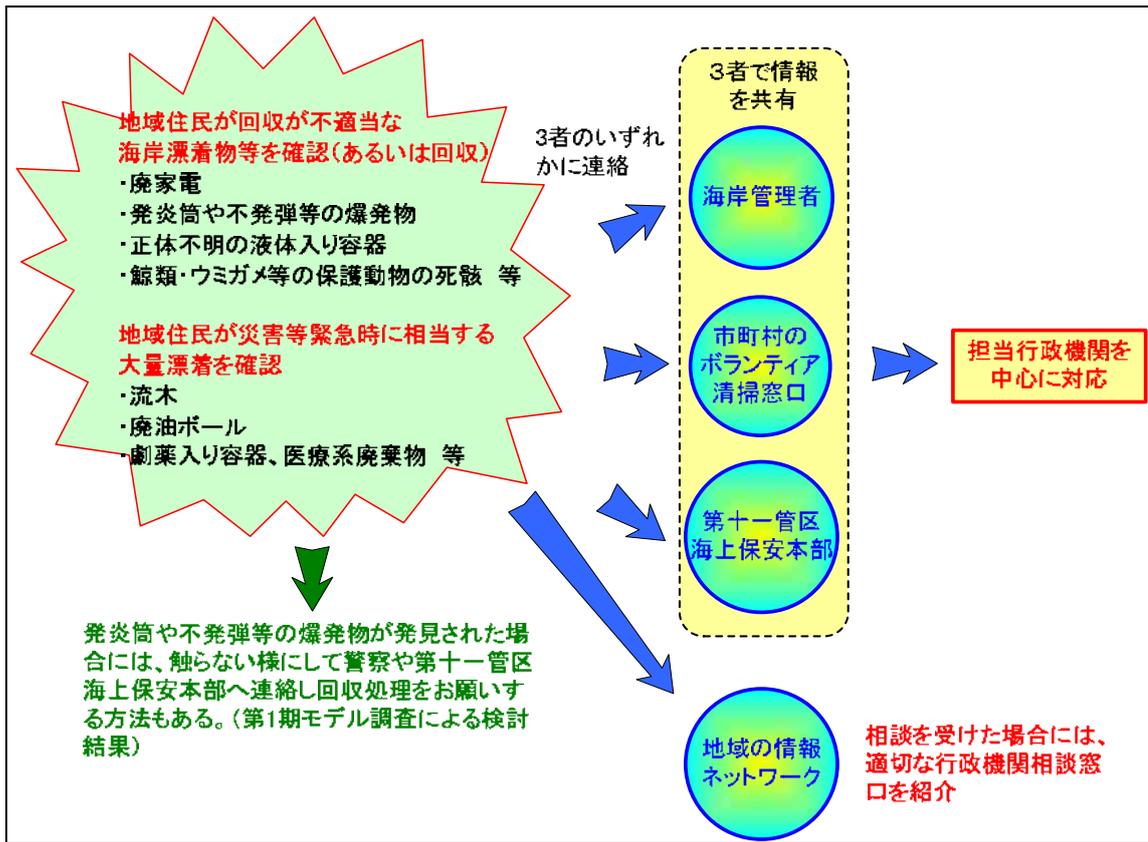


図 3-8 地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の連絡体制の概念図

表 3-7 地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の品目別の行政機関相談窓口の整理

漂着被害の確認と海岸漂着物の品目の区分		行政機関相談窓口
地域住民が回収することが不適当な海岸漂着物等を確認、あるいは回収	廃家電	市町村一般廃棄物担当部局
	発炎筒や不発弾等の爆発物	【回収しない場合】 第十一管区海上保安本部・地域の所轄警察署 【回収した場合】 市町村一般廃棄物担当部局
	正体不明の液体入り容器	市町村一般廃棄物担当部局で対応し、取扱いが特定できない場合は所轄の福祉保健所に対応
	鯨類・ウミガメ等の保護動物の死骸	【廃棄物としての取扱い】 市町村一般廃棄物担当部局、所轄の福祉保健所 【調査等の標識がある場合】 環境省那覇自然環境事務所 【鯨類・ウミガメ】 (財)日本鯨類研究所、NPO 法人日本ウミガメ協議会
	その他生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるごみ	海岸管理者
地域住民が災害等緊急時に相当する大量漂着を確認	流木	海岸管理者
	廃油ボール、劇薬入り容器、医療系廃棄物	海岸管理者 第十一管区海上保安本部

地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の連絡体制について、宮古諸島の検討結果を図 3-9 及び表 3-8 に、八重山諸島における検討結果を図 3-10 及び表 3-9 に示す。

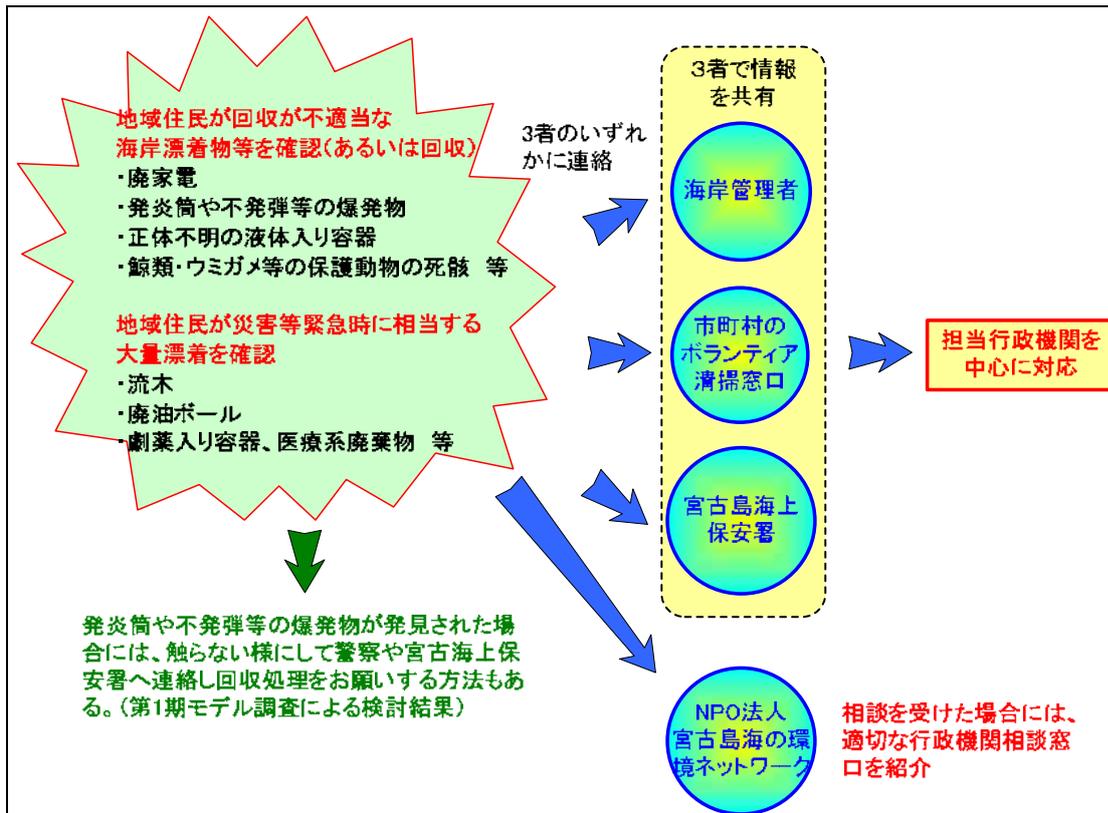


図 3-9 宮古諸島における地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の連絡体制

表 3-8 宮古諸島における地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の品目別の行政機関相談窓口

漂着被害の確認と海岸漂着物の品目の区分		行政機関相談窓口
地域住民が回収することが不適当な海岸漂着物等を確認、あるいは回収	廃家電	宮古島市環境保全課・多良間村住民福祉課
	発炎筒や不発弾等の爆発物	【回収しない場合】 宮古島海上保安署・宮古島警察署 【回収した場合】 宮古島市環境保全課・多良間村住民福祉課
	正体不明の液体入り容器	宮古島市環境保全課・多良間村住民福祉課で対応し、取扱いが特定できない場合には、宮古福祉保健所で対応
	鯨類・ウミガメ等の保護動物の死骸	【廃棄物としての取扱い】 宮古島市環境保全課・多良間村住民福祉課、宮古福祉保健所 【調査等の標識がある場合】 環境省那覇自然環境事務所 【鯨類・ウミガメ】 (財)日本鯨類研究所、NPO 法人日本ウミガメ協議会
	その他生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるごみ	海岸管理者
地域住民が災害等緊急時に相当する大量漂着を確認	流木	海岸管理者
	廃油ボール、劇薬入り容器、医療系廃棄物	海岸管理者 宮古島海上保安署

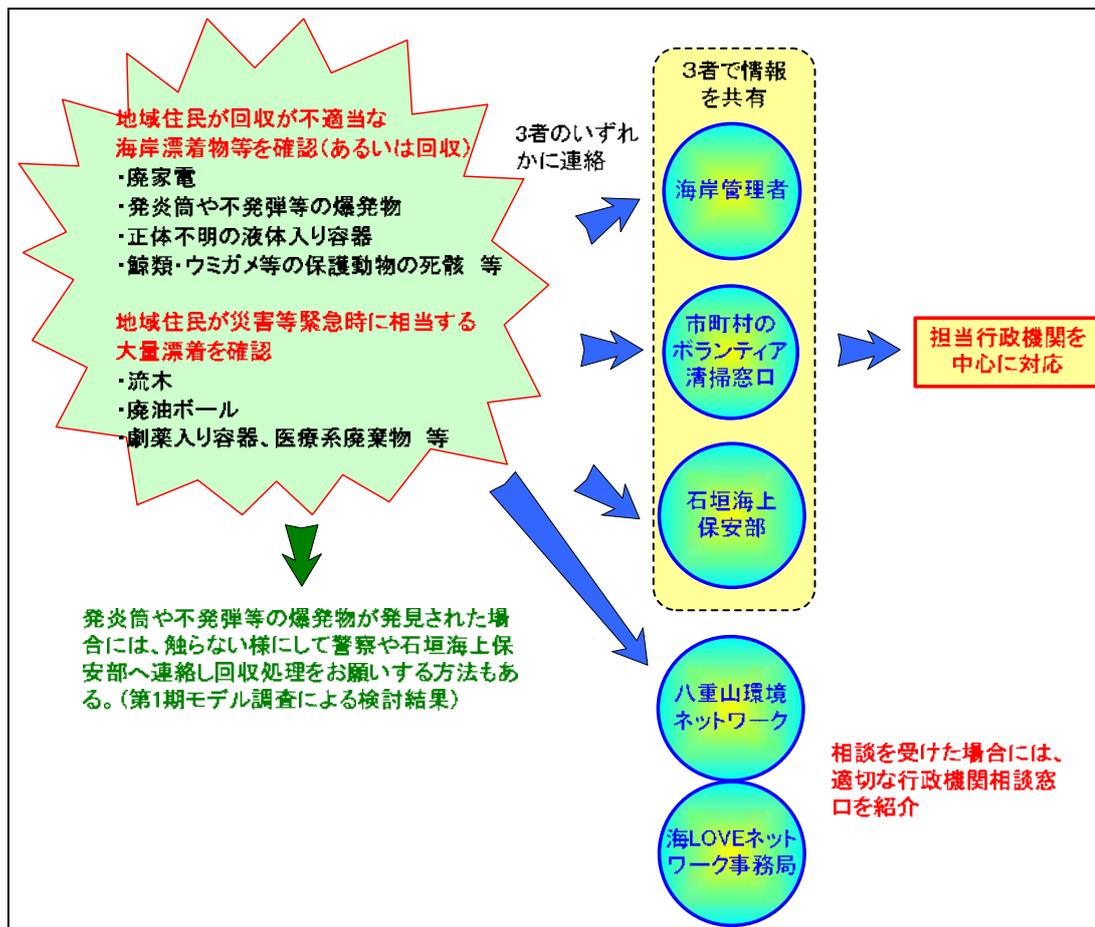


図 3-10 八重山諸島における地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の連絡体制

表 3-9 八重山諸島における地域住民による回収が不適当な海岸漂着物等や災害等緊急時に相当する漂着被害を確認した場合の品目別の行政機関相談窓口

漂着被害の確認と海岸漂着物の品目の区分		行政機関相談窓口
地域住民が回収することが不適当な海岸漂着物等を確認、あるいは回収	廃家電	石垣市環境課・竹富町自然環境課・与那国町まちづくり課
	発炎筒や不発弾等の爆発物	【回収しない場合】 石垣海上保安部・八重山警察署 【回収した場合】 石垣市環境課・竹富町自然環境課・与那国町まちづくり課
	正体不明の液体入り容器	石垣市環境課・竹富町自然環境課・与那国町まちづくり課で対応し、取扱いが特定できない場合には、八重山福祉保健所で対応
	鯨類・ウミガメ等の保護動物の死骸	【廃棄物としての取扱い】 石垣市環境課・竹富町自然環境課・与那国町まちづくり課、八重山福祉保健所 【調査等の標識がある場合】 環境省石垣自然保護官事務所 【鯨類・ウミガメ】 (財)日本鯨類研究所、NPO 法人日本ウミガメ協議会
	その他生命、身体に危険を及ぼすおそれのあるごみ	海岸管理者
地域住民が災害等緊急時に相当する大量漂着を確認	流木	海岸管理者
	廃油ボール、劇薬入り容器、医療系廃棄物	海岸管理者 石垣海上保安部

【参考】東日本大震災の津波に起因する漂流・漂着物について

環境省によれば^{*}、震災漂流物が平成 24 年後半以降沖縄沿岸域に到達すると予測されている。

※平成 25 年 3 月 15 日環境省報道発表資料「東日本大震災による洋上漂流物の漂流予測結果の公表について（お知らせ）」<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16440>

しかしながら、環境省の予測よりも早く、沖縄県内では平成 24 年 7 月には東日本大震災の津波で流された宮城県の漁船が確認され、更には平成 24 年 12 月末には西表島で宮城県の郵便ポストの漂着が確認される等、平成 25 年 3 月末現在で 5 事例が確認されている。

●津波に起因する漂流・漂着物

東日本大震災に起因する津波により、150 万トン程度の漂流物が発生し、その 9 割以上が家屋等の一部及び流木等であると推定されている（環境省による）。

これらの震災漂流物の特徴を把握するため、茨城県神栖市の豊ヶ浜海岸において現地調査を行ったところ、家屋由来の建築木材は、「ほぞ」と「ほぞ穴」の存在や、ふすまのレール部分の確認できる等の特徴が確認された。これらの特徴は、通常は沖縄県内の海岸のみで見られる木材等では殆ど確認されない。また、プラスチック類の海岸漂着物が東日本大震災に起因するかどうかの判断は、東北地方の表記等が確認できなければ困難である。



図 3-11 茨城県神栖市の豊ヶ浜海岸で確認された東日本大震災に起因する海岸漂着物

●平成 24 年度に沖縄県内に到達した震災漂流物

平成 24 年度に沖縄県内に到達した東日本大震災の津波に起因する漂流・漂着物は 5 例があり、漂流・漂着状況は図 3-12 のとおりである（平成 25 年 3 月末現在）。

これらのうち、小型漁船については漂流漂着が確認された後、通達を受けた第十一管区海上保安本部が主体となって所有者の確認や引き上げ作業が行われた。また、宮城県南三陸町の郵便ポストについては所管する日本郵便(株)東北支社に引取られている。

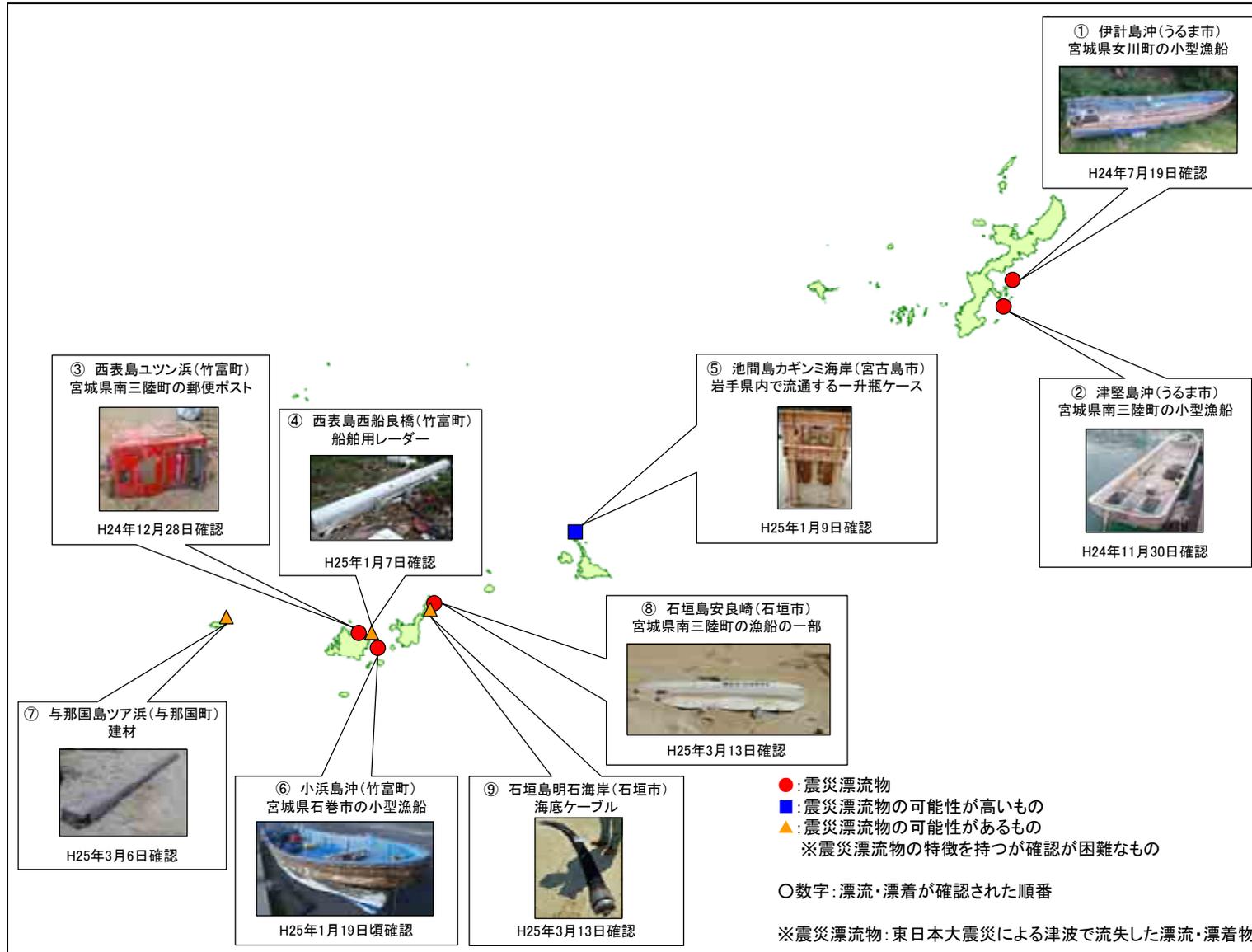


図 3-12 沖縄県内で確認された震災漂流物 (平成 25 年 3 月末現在)

4. コスト低減対策

沖縄県地域計画では、コスト低減対策について、「沖縄県内の多くの海岸では、処理費が十分に確保できないため、海岸漂着物の回収処理が十分に行われていない実情があり、海岸漂着物対策に係るコスト低減対策を推進することは大変重要である。

海岸漂着物対策に係るコスト低減対策としては、短期的な視点による対策として国や県の補助金事業等の活用による回収処理費の確保があり、また、長期的な視点による対策として回収から処理に至るまでの工程毎に取り組むコスト低減化等がある。これらのコスト低減対策を実施するためには、対象となる海岸あるいは地域に合った対策方法を選択し、実施する必要がある。」としている。

本項では、県内の実情に合わせたコスト低減対策の方針を示す。

4.1 現状と課題

県内における海岸漂着物の対策費用に係る主な課題点は、前項の図 3-2 通常時の海岸漂着物の処理状況による地域区分と課題点の概念図 (p41)、表 3-4 通常時の海岸清掃の取組に係る課題点等 (p42) で整理されたとおり、処理困難物の処理費の確保や、域内処理が困難な地域では海上運搬費の確保等がある。更には、ボランティア清掃が困難なアクセスや足場の悪い海岸では、海岸漂着物の回収作業にも費用の確保が必要な場合もある。

4.2 対策の基本方針

課題に対応するためには、民間・行政等がそれぞれの立場で、あるいは相互協力により、海岸漂着物対策に係るコストの低減対策に努めることが必要である。また、効果的なコスト低減対策を行うにあたっては、地域計画に記されているとおり、短期的・長期的それぞれの視点による対策の検討が求められる。

したがって、県内における海岸漂着物の対策費用に係る実情を踏まえ、コスト低減対策は、以下①～③の3項目に分けて検討する。また、図 4-1 に回収体制確立の概念図を示す。

①行政が実施する対策

国・県・市町村が実施する補助金等の活用や域内処理のための措置。

②企業等が実施する対策

清掃活動への参画と回収処理コスト低減の取組。

③地域住民・ボランティア団体・NPO 等が実施する対策

ボランティアの参画・拡大及び回収したごみの適切な取扱いによる、行政が実施する対策の効率化及び費用の低減。

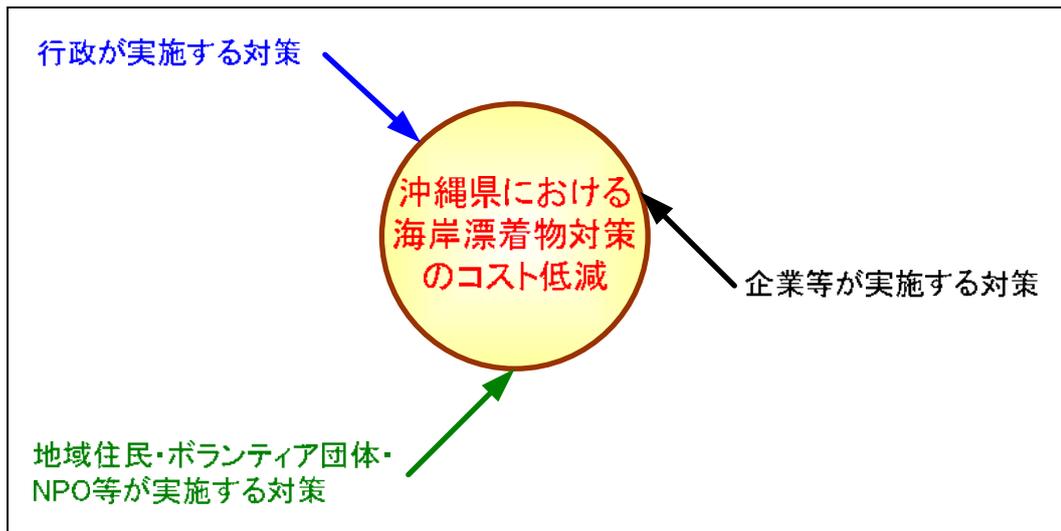


図 4-1 コスト低減対策の概念図

4.3 行政が実施する対策

4.3.1 国や県の補助金等の活用（短期的な対策）

海岸漂着物の回収に活用できる主な国の補助制度としては、環境省の「災害等廃棄物処理事業費補助金」と国土交通省・農林水産省による「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」がある。

(1) 災害等廃棄物処理事業費補助金

「災害等廃棄物処理事業費補助金」は、海岸保全区域外の海岸で 150m³ 以上の漂着量があり、これを市町村が処理する場合が対象となる。申請者及び事業者は市町村であるが、申請は沖縄県 環境生活部を通し環境省 九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課に行う。

環境省第 1 期モデル調査（石垣市・竹富町）実施時に検討・調整された当補助金の活用における諸事項を以下に示す。

① 補助金の申請について

- ・申請書類は、まず「災害等廃棄物処理事業の報告について」（P71～72）を提出する。「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について（平成 19 年 4 月 2 日・環境事務次官）※」に関する書類は事業完了後に提出する。

※「災害等廃棄物処理事業費の国庫補助について」は、平成 23 年 10 月 12 日に公布要綱の一部が改正されている（<http://www.env.go.jp/jishin/attach/no070402002.pdf>）。

- ・重要になるのは、「(別紙) 事業費算出内訳 (P66)」の内容であり、ここで交付額の枠が決定される。添付資料として業者委託の際の三者見積り、事業実施時の写真等を用意する。提出する写真は、回収作業時の状況、回収前後の海岸の状況、仮置場、他には回収効果をアピールできるもの等。更に、審査時には詳しい状況の口頭説明を求められる場合がある。
- ・補助は、直接の事業費（清掃委託費、処理費用など）が対象となるため、備品、消耗品などは補助の対象とはならない。そのため、処理委託費などに組み込むような契約が必要となる。
- ・補助金事業の規定では、処分量は、重量ではなく 150m³ 以上となっているが、仮に処分した漂着ゴミの容量が不明で、重量が判明している場合には、環境省モデル調査による漂着ゴミの比重データを活用してもよい。しかし、この場合でも確実に 150m³ 以上となることは確認しておく必要がある。また、処理時には重量を確実に計測しておく必要もある（計量表等の保管が必要）。
- ・それぞれの地域の処理能力や処理体制によって処理困難物の種類は変わってくるが、これは容認される。例えば、通常は一般廃棄物扱いとなる場合の多いペットボトルを処理困難物として扱える（リサイクル出来ないなどの明確な理由が必要）。

② 申請上における数量単価、契約内容等の扱い

- ・事業で使用した運搬トラック台数等の数量は明確にすること。
- ・運搬船は、運搬に係る航行ルートが一番近くなる業者と契約すること。また、業者との

契約は、可能であれば合見積（特殊な事情がない限り三者）を取った上で行うこと。

- ・ 労務単価は、公共工事設計労務単価の区分が基本となる。委託業者の単価でも構わないが、公共工事設計労務単価とかけ離れている場合は問題となる場合がある。ただし、業者との間に災害時の特約等があれば、その単価を用いても問題はない。
- ・ ごみの回収をボランティアが行う場合は、ボランティアと事業の区分は明確にすること。
- ・ ボランティアへの弁当支給に伴う経費等の計上は認められない。
- ・ ボランティアへ回収のためのごみ袋を支給する場合、そのごみ袋代を計上できるかどうかについて→事業内容により異なるため、事業ごとでの判断となるので、事前に九州地方環境事務所に相談する。
- ・ 有価物処理したごみに関する収益は、事業費から差し引いて申請すること。

③ 事業の期間について

- ・ 事業期間を定めたものはないが、収集した廃棄物を保管（自社保管含む）する場合には、廃棄物の保管基準が適用されることから、180 日を超過した場合不適正な保管と判断される場合があることから最長でも 180 日程度とするのが妥当であると判断される（平成 12 年 7 月 24 日付け衛環 65 号並びに衛産 65 号参照。）。

④ 補助要件「生活環境保全上支障がある場合」について

- ・ 査定は環境省地方環境事務所で実施する。
- ・ 具体的な条件の例は以下のとおり
 1. 民家が近くにある海岸：当てはまる条件として明確である
 2. 人が入る機会のある海岸：駄目ではない
 3. 人の利用は無いが、その海岸のごみが再漂流したら問題：条件として認められる可能性あり

⑤ 補助要件「災害起因でなく処理量が 150m³ 以上」について

- ・ あくまでも市町村単位の事業であり、同じ市町村内であれば複数の島にまたがった回収事業の合計で 150m³ 以上回収されれば要件を満たす。
- ・ 事業実施前において、150m³ 以上が漂着しているか否かの判断については、環境省モデル調査の結果を参考に判断してもよい（第 1 期モデル調査結果では、石垣島、西表島共に 5km のモデル調査範囲において、年間漂着量は 150m³ を大きく上回っている）。

⑥ 特別地方交付税（自治体負担分の 8 割を上限）について

- ・ この事業に伴い申請すれば交付される（特別交付税に関する省令 第 3 条 一項 口の 3 を参照）。

【参考】災害等廃棄物処理事業費補助金の概要（出典：環境省）

災害等廃棄物処理事業費補助金の概要

補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金	
発生原因	災害起因	災害起因ではない
対象事業	 <p>○災害のために実施した廃棄物の収集、運搬及び処分 ○災害にともなって便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分 ○仮設便所、集団避難所等から排出されたし尿の収集、運搬及び処分（災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る） ○国内災害により海岸保全区域外の海岸に漂着した廃棄物の収集、運搬及び処分</p>	 <p>○海岸に漂着した大量の廃棄物（漂着ごみ）の収集、運搬及び処分</p>
補助先	市町村（一部事務組合含む）	
要件	指定市：事業費80万円以上、市町村：事業費40万円以上	
	<ul style="list-style-type: none"> ○降雨：最大24時間雨量が80mm以上によるもの ○暴風：最大風速（10分間の平均風速）15m/sec以上によるもの ○高潮：最大風速15m/sec以上の暴風によるもの 等	<ul style="list-style-type: none"> ○1市町村（一部事務組合）における処理量が150㎡以上のもの ○海岸保全区域外の海岸への漂着 ○通常の管理を著しく怠り、異常に堆積させたものは除く 等
補助率	1 / 2	
備考	災害に起因する漂着ごみは、処理量が150㎡未満でも対象	1市町村における漂着ごみの処理量が150㎡以上のものを対象

【参考】「災害等廃棄物処理事業の報告について」－ 1
 (出典：環境省、第 1 期モデル調査実施時の検討資料)

番 号
 平成年月日

環境大臣 殿

〇〇市長 氏名 印

災害等廃棄物処理事業の報告について

標記のことについて、平成 年 月 日の台風第 号により下記のとおり被害を受けたので報告します。
 (適宜文言は修正のこと)

記

1. 災害等の概要
 注) 具体的に記入。

2. 全般的被害状況

市町村名	人的被害			住家の被害					漂着被	着み害	備考
	死者	行方不明	負傷者	全壊	流出	半壊	床上浸水	床下浸水			
	人	人	人	戸	戸	戸	戸	戸	m		

3. 事業主体名
 〇〇市

4. 事業区分
 漂着ごみ処理

5. 事業費見込額
 〇,〇〇〇,〇〇〇 円

6. 事業費算出内訳 (別紙のとおり)

7. 添付資料

(1) 行政区域図等 (縮尺1/25,000~1/50,000程度)

注) 災害区域を色分けすること。

注) 漂着ごみ被害については、海岸保全区域が分かる図面を用いること。

(2) 被災写真

注) できるだけ詳細に撮影し、写真余白に番号を付して上記図面に撮影位置を明示すること。

(3) その他参考となる写真

注) 漂着ごみ被害にあっては、漂着被害前の海岸の清潔の保持の状況を示す写真、海岸清掃記録、ボランティアによる活動記録等の資料を添付すること。

【参考】「災害等廃棄物処理事業の報告について」－2
 (出典：環境省、第1期モデル調査実施時の検討資料)

(別紙)

事業費算出内訳

事業区分	費用区分	員数	単価	金額	積算内訳
			円	円	
漂着ごみ処理					
〇〇海岸分	収集費 (直営分)	〇m ³			
	自動車借上料			〇〇〇	〇t車 〇台×@〇〇円=〇〇〇円
	重機借上料			〇〇〇	バックホウ0.25m ³ 延べ〇〇日×@〇〇円=〇〇〇円
	燃料費			〇〇〇	延べ〇〇台×〇〇ℓ×@〇〇円=〇〇〇円
	運搬費 (委託分)	〇m ³			
	ごみ運搬費			〇〇〇	〇〇海岸～仮置場 〇km 別紙1のとおり(三者見積り)
	処分費 (委託分)	〇m ³			
	漂着ごみ処分費			〇〇〇	別紙1のとおり(三者見積り)
	小計	〇m ³		〇〇〇	
△△海岸分	収集費				
	運搬費				
	処分費				
	小計				
	合計				

注1) 漂着ごみの処理については、原則として1海岸ごとに整理すること。

注2) 直営分、市町村及び一部事務組合への委託事業について、職員の超過勤務手当等の人件費は含まれないものであること。

注3) 諸経費は計上しないこと。

(2) 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」は、海岸保全区域で漂着量が 1,000m³ 以上の適用条件がある。本事業は、沖縄県土木建築部海岸防災課が事業者となり、申請窓口は国土交通省河川局海岸室・港湾局海岸防災課となる。

海岸部局における漂着ゴミ等に係る対策について

災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業

- 目的：洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したものと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施

- 採択基準：

堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤等の海岸保全施設の区域及びこれら施設から1キロメートル以内の区域に漂着し、その漂着量が1,000m³以上

本事業の対象となる流木及びゴミ等の漂着範囲が複数の海岸であり、関係者が協働して一体的・効率的に処理する場合には、事業主体数にかかわらず漂着量の合計が1,000m³以上であれば、補助対象となる。

- 事業実施主体：

海岸管理者(都道府県、市町村)

- 補助率： 1/2

(複数の海岸に堆積した漂着ゴミの処理)



複数の海岸を対象範囲とし、漂着量の合計が1,000m³以上の漂着ゴミを対象



海岸漂着ゴミや流木等の状況と海岸の清掃状況

4.3.2 離島地域における処理施設の導入（長期的な対策）

沖縄県内の殆どの離島地域においては、海岸漂着物の域内処理が困難な状況にあり、海岸漂着物の処分にあたっては、海上運搬費と域外処理費が必要になるため、これが対策の妨げとなっている。したがって、離島地域における海岸漂着物の処理コストの低減には、処理施設導入が効果的な対応策と考えられる。

平成 22 年度沖縄県海岸漂着物対策事業では、離島地域で導入可能と考えられる小型プラント等（小型焼却炉、発泡スチロール油化施設、廃プラスチック類破碎機等）を使用することによる回収処理費用の軽減等について、既存の施設等の情報を収集・整理している。この平成 22 年度の事業では、域内処理が困難な離島地域において年間 20t の海岸漂着物を処理した場合のコスト比較を実施しており、海岸漂着物を海上運搬し域外で処理した場合に比べ、小型焼却炉を導入し処理した場合には、約 30%のコスト減になる試算結果が得られている。

国の廃棄物処理施設等の整備に係る支援としては、循環型社会形成推進交付金がある。また、近年では宮古島市等で海岸漂着物処理に利用できる小型焼却炉を平成 20～21 年度の地域活性化経済危機対策交付金（国の 9 割負担）で導入した実績がある。

4.4 企業等が実施する対策

地域の企業等が実施できるコスト低減のための対策としては、例えば以下の取組が考えられる。

- ・企業ボランティアとしての清掃活動・回収事業や運搬処理への協力〔短期的な対策〕
- ・船舶所有者の海岸清掃活動や事業への協力（アクセス困難な海岸における清掃活動の作業員及び機材の運搬支援）〔短期的な対策〕
- ・処理業者による海岸漂着物の減容化、再利用、リサイクル等のコスト低減方法の導入〔長期的な対策〕

4.5 地域住民・ボランティア団体・NPO 等が実施する対策

地域住民、ボランティア団体、NPO 等が実施できるコスト低減のための対策としては、例えば以下の取組が考えられる。

- ・国や県、市町村等が実施する回収事業へのボランティアとしての協力（回収事業費が十分でない場合のボランティア支援）〔短期的な対策〕
- ・ボランティア清掃時のごみの適切な分別（適正な分別による処理コストの低減）〔短期的な対策〕
- ・ボランティア清掃で回収したごみの市町村処理施設への自己運搬（市町村の運搬車の運用コスト削減）〔短期的な対策〕
- ・ボランティア清掃活動の拡大（頻度の高い清掃による海岸漂着物の現存量低減）〔長期的な対策〕

5. 【参考】平成 23 年度に沖縄県が実施した体制作りの取組方法

5.1 宮古諸島、八重山諸島地域における体制作りのための協議会及びワーキンググループ（WG）の設置

体制作りを検討するにあたっては、県及び地域協議会の他に、宮古諸島及び八重山諸島地域では地域協議会の部会として、地域協議会委員によるワーキンググループ（以下「WG」とする）を設置した上で実施した。なお、宮古諸島、八重山諸島地域で行われた協議会とWGの役割については以下のとおり整理される。

協議会：主に各地域における体制作りの方針検討、各地域における体制の地域計画への反映、WGにおいて検討された体制の内容について協議する。

WG：主に海岸清掃体制に関して、各地域の状況に応じた地域住民、民間団体、NPO等と地方公共団体の役割分担、相互協力体制等を検討する。

また、体制作りの検討を行うための協議会・WGの構成員は表 5-1 に示すとおり、宮古諸島、八重山諸島地域それぞれ国、県、市町村の関係機関及び、地域の漁協、NPO等とした。

表 5-1 関係者の役割分担及び相互協力が可能な体制作りのための協議会・WGの構成

地域区分	構成員（機関名）
宮古諸島 地域協議会 及びWG	第十一管区海上保安本部 宮古島海上保安署 沖縄県 宮古事務所 総務課 沖縄県 土木建築部 宮古土木事務所 維持管理班 沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 漁港 水産班 沖縄県 農林水産部 宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 農林 整備班 沖縄県 福祉保健部 宮古福祉保健所 生活環境班 宮古島市 福祉保健部 環境保全課 多良間村 住民福祉課 宮古島漁業協同組合 池間漁業協同組合 伊良部漁業協同組合 宮古島美ら海連絡協議会 セブンシーズ宮古島 NPO 法人 宮古島 海の環境ネットワーク 情報ネットワーク委員会※ NPO 法人 宮古島 海の環境ネットワーク 海岸清掃委員会※
八重山諸島 地域協議会 及びWG	環境省 那覇自然環境事務所 石垣自然保護官事務所 第十一管区海上保安本部 石垣海上保安部 警備救難課 沖縄県 総務部 八重山事務所 総務課 沖縄県 土木建築部 八重山土木事務所 維持管理班 沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 漁 港水産班 沖縄県 農林水産部 八重山農林水産振興センター 農林水産整備課 農 林整備班 沖縄県 福祉保健部 八重山福祉保健所 生活環境班 石垣市 市民保健部 環境課 竹富町 自然環境課 与那国町 まちづくり課 八重山漁業協同組合 与那国町漁業協同組合 八重山環境ネットワーク 石垣島沿岸レジャー安全協議会 NPO 法人 西表島エコツーリズム協会 西表エコプロジェクト 石垣ビーチクリーンクラブ 海 LOVE ネットワーク事務局※
事務局	沖縄県 環境生活部 環境整備課

※ワーキンググループ(WG)のみ参加

5.2 実施工程と主な検討内容

本事業の実施工程と主な検討内容を表 5-2 に示す。宮古諸島、八重山諸島地域における WG は、第 1 回及び第 2 回地域協議会の後に実施した。

表 5-2 体制作りの実施工程と主な検討内容

協議会及び WG の開催日程	主な検討内容
第 1 回県及び地域協議会 (平成 23 年 7 月末～8 月開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業の検討項目に関する協議 ・ 関係者の役割分担及び相互協力に関する基本方針の確認
第 1 回 WG (宮古及び八重山諸島) (平成 23 年 9 月開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重点課題の整理 ・ 体制作りの方針と進め方に関する協議 【議題 1】 情報共有の方法 【議題 2】 海岸清掃計画の策定 (案) 【議題 3】 回収体制の方針 【議題 4】 コスト低減対策の具体案選定と役割分担 【議題 5】 普及啓発、環境教育及び将来の対策を担う人材の育成方針
第 2 回地域協議会 (平成 23 年 10 月末～11 月開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【議題 1】 ～ 【議題 5】 の具体的内容の協議 ・ 課題点の整理とその対応策
第 2 回 WG (宮古及び八重山諸島) (平成 23 年 12 月開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県協議会委員からのご指摘を踏まえ【議題 1】 ～ 【議題 4】 の具体案の協議
◎沖縄県地域計画見直し案のパブリックコメント実施 (平成 24 年 1 月 10 日～2 月 9 日実施)	
第 3 回地域協議会 (平成 24 年 2 月開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【議題 1】 ～ 【議題 4】 の成果の確認 ・ 【議題 1】 ～ 【議題 4】 の成果の本島及び周辺離島への展開 ・ 今後の課題とその対応策 ・ 地域計画見直し案の協議
第 2 回県協議会 (平成 24 年 3 月開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【議題 1】 ～ 【議題 4】 の成果の確認 ・ 今後の課題とその対応策 ・ 地域計画見直し案の確定

※表中の【議題 5】については、平成 24 年度以降に具体的な検討を行うこととした。平成 24 年度からは、県内で海岸漂着物対策に積極的に取り組む民間団体等の活動を広報、表彰する等、既存の県知事表彰の有効活用を行っている。